

Title	明治前期国際結婚の研究：国籍事項を中心に
Sub Title	
Author	小山, 騰(Koyama, Noboru)
Publisher	慶應義塾福澤研究センター
Publication year	1994
Jtitle	近代日本研究 Vol.11, (1994.) ,p.121- 173
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	国際結婚リスト
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10005325-19940000-0121

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

明治前期国際結婚の研究

—— 国籍事項を中心に ——

小 山 騰

はじめに

近代日本の大きな特徴の1つが国際化である。日本および日本人と他の諸国家および諸国民との関係は近代以降著しく伸展した。その近代日本の国際化の態様はいろいろな分野に表れているが、日本人と外国人との関係に、とりわけその中でも日本人が外国人と結婚の関係を結んだ国際結婚に象徴的に反映されているように考えられる。そこで、一方の当事者が日本人である国際結婚を調べることにより、日本人と諸外国人との関係、そしてひいては日本と諸外国の関係がよりよく理解できるようになるのではないだろうか。

国際結婚は国籍を異にする男女による結婚であり、国際結婚の定義の基礎にあるのが国籍という概念である。その国籍の概念は近代国家の誕生と共に成立したものである。国際結婚は歴史的に見ればまさに近代の産物である。日本で最初に国籍事項を取り扱った法律は太政官布告第103号であり、日本人と外国人の結婚を許可し、その場合の当事者の国籍の移動を規定している。日本で最初に国籍事項を制定した成文法が国際結婚を許可した法律なのである。この太政官布告の規定は原則として日本の国際私法で

ある法例が明治31年に実施されるまで存続したのである。太政官布告第103号の下での国際結婚は日本政府による許可が必要であったので、国際結婚の個々の事例の史料が中央政府に残された。一方、法例の下での国際結婚は例外はあるにしても原則として日本政府からの許可は必要でなくなり、中央政府に国際結婚の史料が集中的に残されることはなかった。法例の下では国際結婚の事例が地方官庁などに申請されたが、その地方官庁などに提出された国際結婚の個々の事例を史的に網羅することは非常に困難であると予想される。そこで、この史料の制約上、本稿では、太政官布告の下に日本政府から許可された明治6年（1873年）から明治30年（1897年）までの24年間の国際結婚の事例を研究の対象とし、そして、国籍事項を中心⁽¹⁾にその時代の国際結婚が意味するものを探る。

本稿では、まず最初に、慶応3年および明治5年に英国から出された国際結婚許可の照会により明治6年に国際結婚の規則である「太政官布告第103号」が成立し、それに対する英国を中心とする各国の反応を取り扱い、国際結婚の規則の歴史的成立過程に言及する。次に、太政官布告第103号による国際結婚の許可の手続を述べ、その手続によって残された国際結婚の史料に依拠し、明治6年から明治30年までの許可された国際結婚の総数を推定する。続いて、国際結婚の個別のケースに入り、国際結婚第1号と見なされる南貞助の結婚、およびその南貞助の英国での結婚よりも3年ほど前に同じ英国で結婚していた尾崎三良の結婚と離婚を記述し、最初太政官布告第103号を承認しなかった英国公使パークスが事実上それを承認するようになる以前に英国人が関係した事例にも触れる。その中で許可されなかった例として若山儀一の場合も取り上げる。また、同じように許可されなかった国際結婚の事例として、皇族北白川宮能久親王の婚約事件、またその結婚に強く反対した木戸孝允と国際結婚との関わりにも言及したい。個別事例の最後として、外国人婿養子・入夫の一例として男色者でもあった「快樂亭ブラック」の結婚も取り上げる。そして、最後に、本稿掲載

(163ページ—169ページ)の国際結婚のリストに含まれる230のケースを国籍により分析する。

国際結婚の最初の照会

国際結婚についての外国からの最初の問い合わせは、慶応3年4月27日に英国領事マイバークより神奈川奉行水野若狭守へ出された、日本に外国人と日本人との婚姻を禁止する法が存在するかどうかという照会である。⁽²⁾これに対して、水野若狭守は、同年4月29日付の手紙で、外国人と日本人の婚姻を禁止する法はないが、またそのような婚姻を許可したこともないので即答することができないと述べ、改めて政府（徳川幕府老中）に上申した上で回答すると返事をした。そして、同じ4月29日付で神奈川奉行である早川能登守と水野若狭守はこの件につき、老中井上河内守、外国奉行および幕府評定所の定期会合である「立合」の関係者に伺を出している。その伺の中で、神奈川奉行は、外国人と日本人の婚姻を禁止する法がないと回答すると直ちに婚姻を取り結びたいという申し出があるかもしれないし、また、現在の状況では内外人の婚姻許可を断ることも困難であるので、外国人が遊女を本国に連れ帰る件も含めて下知してほしいと述べている。神奈川奉行の伺に対して、外国奉行は、日英両国が和親条約を結んだ上は両国の国民が親しく交際し、その結果婚姻を取り結ぶようになるのは自然のことで、すでに欧州とアジアでは一般国民はもちろん帝王なども外国人と婚姻を結ぶことが普通になっており、日本人と外国人の婚姻は許可するべきであると述べ、書類を大目付・目付に回している。大目付・目付の評議では、上代に三韓人が日本に移住し、日本人と婚姻を結んだ故事にも触れ、外国との条約も勅許されたので、現今の状況では外国人と日本人の婚姻を許可せざるを得ないのであるが、この件は新しい事柄であるので、過去の文献などをよく調べ、将来に弊害を残さないように回答するように述

べ、関係書類を勘定奉行・同吟味役に回付している。勘定奉行・同吟味役の評議では、現今のように内外の交通往来が隔たりなくなれば、内外人が婚姻を結ぶことは自然のことで、それに関係するキリシタン追及の旧法などはどのように改めてもかまわないと述べ、しかし、外国人が遊女を本国に連れ帰ることについてはこれを禁止し、外国人と日本人の婚姻の件は評定所の一座の評議にかけるように指示している。そしてその評定所一座の評議では、これまで外国人と日本人の婚姻については規則がなかったが、各国と和親条約を結んだので、外国人が日本人を娶ることは差し支えないと回答するように指示している。ただし、内外人の婚姻には規則があることも伝えるよう回答している。そして、若年寄および若年寄並の遠山信濃守と平山図書守は、それまでに出された評議などの内容を検討し、外国人と日本人の婚姻は願済みの上で許可し、かつ外国人が妻子を本国へ連れ帰る件も認可するように指示した神奈川奉行に対する下知案を、慶応3年5月25日に老中井上河内守、松平周防守等に提出し、老中松平周防守よりその下知案が許可されたことが示され、その下知が神奈川奉行に出されている。そこで、神奈川奉行である水野若狭守は、この老中からの下知に基づき、慶応3年6月付の書簡で、外国人と日本人との婚姻について日本人と条約締結国の国民との婚姻は許可する旨を英国領事マイバークに伝達した。

前述の老中より神奈川奉行へ出された下知の中には、内外人の婚姻を許可する件に続き、外国人が日本人妻および2人の子供を本国に連れ帰りたいと願い出た時はそれを許可するよにという趣旨も含まれていた。そこで、神奈川奉行は慶応3年6月再び伺を出し、今までの規則では外国人に雇われていた遊女は日本側の人別帳（戸籍）に属し、外国人はその遊女を本国に連れ帰ることができなかつたとし、新しい指令と過去の規則との違いを指摘し、また遊女と外国人との間に生まれた子供は以前より外国の人別帳に属し、それゆえに外国人が本国に連れ帰る際わざわざ日本側にその旨を願い出る必要はなく、外国人にそのことを願い出るよにに伝達するこ

とは外国との間で論議をもたらすと述べ、神奈川奉行はそれらの指摘につき上司の承認を得ている。また、慶応3年8月24日付で、外国総奉行および外国奉行より日本人と外国人との婚姻を許可することになった件で上申書が出され、外国人との婚姻が許可され外国人の妻となって外国籍に入る日本人は外国人として取り扱わなければならないが、外形が日本人なので外国人として区別することが困難であるなどの点が指摘されている。また、同年9月16日には、同じ件につき神奈川、長崎、箱館の各奉行に外国人と婚姻した日本人は外形は日本人であるが、外国の人別（国籍）に入るので日本人として取り扱わないようにという指令が出された。いずれもここで焦点となっている点は、外国人の妻となる日本人の人別が外国の人別に移る点で、国際結婚が抱える国籍事項が早くも問題となっている。

太政官布告第103号

旧幕府時代の日本人と外国人との婚姻許可が慶応3年6月に出されてから1年強で徳川幕府は倒壊している。この間に実際に婚姻を許可されたものは1組もなかった様子である。その後、内外人の婚姻許可が再び問題となるのは、明治5年11月19日の書簡で旧幕府時代と同じように英国領事であるロバートソンより神奈川権県令大江卓宛に英国人と日本の婦人とが結婚する場合日本政府はそれを許可するか、また許可する場合その婦人に所属する財産は夫のものに所属するようになるのかという問い合わせが出された時である。⁽³⁾ これを受けて、神奈川県は外務省に伺を出し、外務省では旧幕府時代の慶応3年4月に英国領事より同様の問い合わせがあり、老中より許可されているので、その時の英国領事宛の回答書を提出するように神奈川県に掛け合った。これに対して、翌明治6年1月、神奈川県は回答書は旧幕府時代のことなので見つからなかったが、旧幕府時代より引き続き奉職している職員がその写を所持していたのでその写を提出した。その

写を得た外務省は明治6年1月18日に太政官正院宛に伺を出し、内外人の婚姻についてはすでに旧幕府時代に許可しているので許可すべきであるが、今後この件は内外の国籍、財産とりわけ不動産、そして宗教に関係してくるので、どうしても一定の規則が必要であると上申している。これに対して、太政官正院は太政官左院と司法省に意見を徴している。太政官左院は国籍関係についてはフランス民法に倣い、外国人の妻となる日本人は外国籍に入り、日本人の妻となる外国人は日本の籍に入るべきだという意見などを同年2月に出している。司法省は同年2月25日に後に太政官布告第103号として布告される規則とほとんど同じような規則を上申している。太政官布告第103号の国籍事項におけるフランス民法の影響は太政官布告の規則案がフランス民法の影響が強い司法省で作成されたことやまた左院から出された内外婚の妻の国籍についての意見などが基本になっているように思われる。そして同年3月2日に太政官正院より外務省に1月18日の外務省の伺に対して内外人の婚姻についての規則案（司法省が作成したもの）が作成されたという指令があり、外務省では同年3月5日にその規則を少し修正したいと太政官正院に願い出て、3月7日に承認されている。そこで、外務省は3月8日に太政官正院にその一部修正した内外人婚姻の規則を各国公使に伝達すると共に国内にも布達する必要があるという伺を出し、3月15日付で承認されている。そして、その内外人の婚姻規則は明治6年3月14日付で太政官布告第103号として公布された。これが日本で最初の国際結婚の規則である。

その太政官布告第103号の全文を掲げると以下の通りである。

自今外国人民ト婚姻差許左ノ通條規相定候條此旨可相心得事

1. 日本人外国人ト婚姻セントスル者ハ日本政府ノ允許ヲ受クヘシ
1. 外国人ニ嫁シタル日本ノ女ハ日本人タルノ分限ヲ失フヘシ若シ故有ツテ再ヒ日本人タルノ分限ニ復センコト願フ者ハ免許ヲ得能フ可シ

1. 日本人ニ嫁シタル外国ノ女ハ日本ノ国法ニ従ヒ日本人タルノ分限ヲ得ヘシ
1. 外国人ニ嫁スル日本ノ女ハ其身ニ属シタル者ト雖モ日本ノ不動産ヲ所有スルコトヲ許サス但シ日本ノ国法并ニ日本政府ニテ定タル規則ニ違背スルコトナクバ金銀動産ヲ持携スルハ妨ケナシトス
1. 日本ノ女外国人ヲ婿養子ト為ス者モ亦日本政府ノ允許ヲ受クベシ
1. 外国人日本人ノ婿養子トナリタル者日本国法ニ従ヒ日本人タルノ分限ヲ得ヘシ
1. 外国ニ於テ日本人外国人ト婚嫁セントスル者ハ其国或ハ其近国ニ在留ノ日本公使又ハ領事官ニ願出許可ヲ乞フベシ公使及ヒ領事官ハ裁下ノ上本国政府へ届出⁽⁴⁾ベシ

この布告の要旨は、日本人が外国人と結婚する時は日本政府の許可が必要であり、内外婚姻の妻の国籍は夫の国籍に従い、外国人が日本人の婿養子になる時は日本国籍に入るなどの点である。その中で後に問題となるのは、日本人と結婚した外国人の女が日本国籍に移らなければならないことと、日本人の婿養子になった外国人が日本国籍に移らなければならないという、いずれも外国籍から日本国籍へ移動する点である。

太政官布告第103号に対する各国の反応

太政官布告第103号として公布された内外人婚姻規則は明治6年3月12日付で各国公使およびスイス領事に通達された。⁽⁵⁾これに対して、ドイツ、フランス、英国などの各国公使より異論等が寄せられた。チュレンヌフランス代理公使は私生子および婿養子についての規則の不備を指摘し、ブランドドイツ公使はドイツ人がドイツ国籍を失うかどうかを決める権利は日本政府ではなくドイツ政府にあり、外国人が日本人の女の婿養子になる時自分の国籍を失うという外国人の婿養子の箇所⁽⁶⁾に異議などを唱えている。

パークス英国公使は英国の横浜副判事ハンネンの書簡を添え、日本政府は自国民のために法律を制定する権利は所持しているが条約締結国の国民に対して法律を制定する権利はなく、したがって太政官布告の英国人に関係する部分は無効であり、英国人には適用できない旨を伝えてきた。また、パークスは同じ手紙で日本の婚姻および離婚の法律を参考にしたい旨を表明している。この件につきパークスに勧告したハンネンの書簡で問題になっている箇所は、「日本人ニ嫁シタル外国ノ女ハ日本人民ノ分限ヲ得ヘシ」と「外国人日本人ノ婿養子トナリタル者ハ日本国法ニ従ヒ日本人タルノ分限を得ヘシ」の2箇所、いずれも英国人が日本人の妻または婿養子として日本人と結婚する時は英国籍を捨て日本国籍を取らなければならないという規定である。ハンネンの書簡の要旨は日本政府は上述した太政官布告の規定のように英国人を束縛する権利を所持していないという点である。以上述べた各国の反応の中で興味があるのは、英独仏の3ヶ国の公使がいずれも外国人婿養子の箇所に異議を唱えている点である。婿養子制度は西洋にはない制度であり、その上夫となる自国民が自国籍を捨てて日本国籍に入らなければならない点は理解しがたいことであったと思われる。一方、横浜副判事ハンネンが英国籍の女はたとえ日本人と婚姻してもその英国籍は失われぬとして強く反論している太政官布告第103号の「日本人ニ嫁シタル外国ノ女ハ日本人民タルノ分限ヲ得ヘシ」という箇所について、フランス代理公使がまったく問題にしていない点が注目される。この箇所はフランス民法の影響に基づくところなので、フランス側の規則に沿っているのかもしれない。いずれにしても、各国の異議等を受け取った外務省では明治6年5月13日に英国、フランス、ドイツなどの各国公使宛に内外人婚姻規則の改正については確定次第報知すると回答している。しかし、実際にはそれ以降規則改正の件は確定せずに、太政官布告第103号は日本の国際私法である法例が実施される明治31年まで存続した。

太政官布告第103号発令の直接のきっかけが明治5年の英国領事からの

照会であり、また同布告で内外人の婚姻を許可する根拠になったのが旧幕府時代の英国領事からの問い合わせに対する回答であり、明治新政府時代および旧幕府時代のいずれも英国側からの照会がこの件について契機になっているので、ここでは英国側の事情をさらに詳しく見てみたい。前述したように、外務省は明治6年5月13日に各国公使宛に内外婚姻の規則改正について確定次第通達すると連絡したが、その後1ヵ月ほどたっても何も連絡がなかったため、英国公使パークスは太政官布告第103号の翻訳、横浜副判事ハンネンの書簡、パークスの外務省宛の書簡を添え、1873年(明治6年)6月10日付で英国外務省に太政官布告第103号について判断を仰いでいる。⁽⁶⁾パークスの問い合わせは英国外務省より法務官(The Law Officers of the Crown)に回され、1873年(明治6年)8月28日付で法務官の回答が出されている。その回答の中で、法務官は横浜副判事ハンネンの太政官布告第103号に対する反論はハンネンの反論の最後の1点を除きすべて無効であると指摘している。ハンネンの反論の最後の1点とは、太政官布告の最後の箇条が外国において外国人と婚姻する日本人は日本の在外公館に願ひ出て許可を得るようにと指示しており、この太政官布告が日本に在住する外国人のみならず外国に在住する外国人にも適用されることが示唆されている点に対する反論である。すなわち、ハンネンは英国の女が英国で日本人と結婚し英国に在住する場合にも太政官布告によるとその英国の女は英国籍を捨て日本国籍を取得しなければならないようになるが、日本政府は英国に住む英国人にそのようなことを主張する権利はないと反論する。この点についても法務官はこの件に類似した判例を引用し、ハンネンの反論に疑問を提出している。結局、法務官はハンネンの太政官布告第103号についての反論のほとんどすべてを否定したのである。

法務官の報告を受け取ったパークスはそれをハンネンに回送し、ハンネンがそれに対してまた長文の議論をパークスに寄せたので、パークスは1873年(明治6年)12月29日付で英国外務省に書簡を出し、ハンネンの議

論を送付すると共に日本人と婚姻する英国の女と日本人の婿養子になる英国人が日本の法の下に従属するようになる点を心配していることを伝えた。ハンネンの議論は多岐にわたっているが、その要旨は英国人が拷問や妾そして夫が妻を売春宿に売ることが認められたりしている野蛮な国である日本の法律の下に入ることに對する懸念であり、日本人と結婚する英国人は英国籍を保持し日本国内においても日本と結んだ条約の治外法権の条項で保護されるべきだとする点である。一方、法務官の方はパークスの書簡に回答を出し、この問題について以下のように結論を下している。すなわち、英国の女が日本人と婚姻する時夫の国籍である日本国籍に入る点はまったく問題なく、英国の法律でもそのように規定されているし、また、日本人の家に婿養子として入る英国人が日本国籍を取らなければならない点は日本と英国が取り交わした条約によれば無効かもしれないが、その方が相続上または当事者である英国人にとって利益をもたらすならば有効と認めることができる。その後、英国側でこの太政官布告が問題となったのは、4人の英国人（ウィリアム・クレーン、J.L.O. イートン、ジョージ・ウェーキ、ヘンリー・クレーン）が日本婦人と結婚したいという申請を神奈川（横浜）の英国領事であるロバートソンに提出した時である。それらの申請を受けて、ロバートソンは英国人と日本人の婚姻規則について、パークスに問い合わせをしたので、パークスはこの問題について1876年（明治9年）4月24日付で英国外務省宛に書簡を送り、その中で問題となっている内外人の婚姻規則につき、次のように結論を出している。すなわち、パークスは依然として婚姻および離婚に關係した日本の法制につき日本側から適切な説明を受け取っていないが、以前に受け取ったこの件についての法務官の回答に基づき、日本人と結婚する英国の女が条約の治外法権の条項の保護を離れ日本の法の下に従属するようになる点を承認するようになると述べている。

以上のような英国側の事情はもちろん日本側には知らされてはいなかつ

た。日本側でも英国公使を含む各国公使が太政官布告第103号を承認していない点は問題になっていたが、それに対する反応には多少ゆれがあるように思われる。たとえば、明治8年5月27日付の太政官正院法制課議案の中で、「縦令右布告ニ対シ各国公使ノ内之ヲ承諾セサル者アリトモ之ヲ行フニ当テ差問ノ筋ハ決シテ有之間敷」とたとえこの布告が外国公使から承認されなくてもそれにつき支障があってはならないとしているが、一方、同じ議案の中で「英国公使ニ於テ方今御国生命ト財産所有ノ權トノ法律ノ未タ精明ナラサルヲ以テ英人ヲシテ其法律ノ下ニ立タシメ難キノ旨意申立モ有之」とパークスが日本の法律が未整備であることを理由に内外婚姻による英国人の日本国籍所得を許可しない点などについても配慮している⁽⁷⁾。外務省は明治9年6月12日に内外結婚規則改正について上申しているが、「右規則ハ外国公使承認不致依テ實際施行ニ差支候間」と外国公使が内外結婚規則を承認しないことを改正の理由として上げて⁽⁸⁾いる。その外務省の上申を審議した太政官法制局では、太政官布告第103号の中で問題になっている第5条（外国人婿養子が日本籍に入らなければならないとする条項）と第6条（外国における日本人と外国人との結婚に関連する条項）を廃止する改正案を提示している。ハンネンが主張している条約締結国の女が日本人と結婚して日本に住む時は治外法権の特権により日本国籍の取得が免除されるべきだとする点は、日本が締結した条約には婚姻の条項はないとして退けている。以上のような改正案も実際には施行せられることなく、前述したように太政官布告第103号改正の件は明治31年の法例実施まで確定しなかったのである。

国際結婚許可の手續

太政官布告第103号では2ヵ条にわたり国際結婚の許可について規定している。まず、日本人が外国人と結婚する時は日本政府の許可が必要であ

り、次に、日本人が外国で外国人と結婚する時は在外日本公使または領事官に出願し、それを受けて公使または領事官が裁可の上本国政府に届を出すという規定である。最初の規定は明らかに日本国内で国際結婚の許可を受ける場合で、実際には国際結婚の許可申請は地方官庁である府県を通して太政官に送られ、太政官より国際結婚の許可が下りた。明治18年に太政官制度が廃止になり、内閣制度が設置されると、内務大臣（内務省）が太政官の役割を引き継いだ。国際結婚の許可が外国で申請される場合、明治6年の布告では在外公使または領事官が裁可するように規定されているが、外務省は明治9年11月に在外公使および領事宛に指令を出し、「右條規改正中ニ付当分ノ内結婚願出候者有之節ハ証書類何レモ本書ノ仮当省ヲ經由シ政府ノ許可ヲ得候様可被致事」と当分の間在外公使または領事官が国際結婚の許可を裁可するのではなく、外務省経由で日本政府から許可を得るように指示している。⁽⁹⁾ 外務省の指令の中の「右條規改正中ニ付」というのは前述した明治9年6月11日付の外務省による内外結婚規則改正の上申のことで、その改正の理由は外国公使が太政官布告第103号を承認しないからである。英国公使パークスなどが太政官布告第103号を承認しない件は国際結婚の実際の許可手続まで影響を及ぼしているのである。その後、明治14年11月に至り、外務省は在外公使および領事官などに以後国際結婚許可の申請を受けたならば、その願意を聴許の上外務省を経て戸籍削除の義を本籍地方官庁に通知するに止め、送籍には及ばない旨を傳達している。⁽¹⁰⁾ すなわち、国際結婚許可申請の裁許に関しては再び明治6年太政官布告第103号発令当初の方式に戻され、在外公使および領事官が裁許することになった。

国際結婚関係の史料および国際結婚の推定総数

前述した国際結婚許可の手続の関係上、国際結婚の許可に関連した個々

の事例の史料および情報は、太政官および内務省関係は「太政類典」および「公文録」の中に、在外公館を管掌する外務省関係は外務省外交史料館所蔵「内外人民結婚雑件1-3」の中に保存されている。「内外人民結婚雑件1-3」は本稿が対象とする明治6年より明治30年の24年間に許可された外務省に關係した全部の事例を含んでいるが、「太政類典」及び「公文録」は太政官および内務省關係を通じて許可された明治6年から明治18年までの事例しか含んでいない。明治19年以降の事例は「太政類典」および「公文録」を所蔵している国立公文書館ではプライバシー保護のため公開していない。幸いにも内務省が許可した明治25年から明治30年までの事例は内務省より外務省に通牒されており、それら資料が外務省外交史料館所蔵の「内外人民結婚雑件3」の中に含まれている。しかし、それでも内務省が許可した明治19年から明治24年までの6年間の事例はこれまでに記述した史料の中には含まれていない。東京都公文書館は「回議録 結婚之部 明治14年ヨリ明治18年マデ」、「内外人結婚簿 自明治19年至同20年」、「内外国人結婚 明治21年」、「内外国人結婚 明治23年ヨリ同25年ニ至ル」、「内外国人結婚簿 明治26年」という国際結婚の史料を所蔵しており、それらの中になんらかのかたちで東京府が關係した国際結婚の明治22年を除く明治14年から明治26年までの事例が含まれている。東京都公文書館の史料により、国立公文書館で公開されていない内務省關係の明治22年を除く明治19年から明治24年までの事例をある程度補うことができる。なぜならば、この時代に国際結婚に關係する府県はほとんど東京府、神奈川県、長崎県、兵庫県ぐらいに限られ、首都を管轄する東京府の役割は大きかったからである。また、明治19年より明治30年まで期間、「官報」に内務省が許可した国際結婚の数が府県からの報告として掲載されている。通常は許可された数、国籍、男女別などしか報告されていないが、明治19年より明治24年の期間で、長崎県から報告されている3件の事例には当事者の名前、国籍、許可年月日などが掲載されている。⁽¹³⁾ また、国立公文書館の史料が公

開されていない同期間で、他の史料にない2件の事例が「女学雑誌」に報告されている。⁽¹⁴⁾ また、堀内節編「明治前期身分法大全」（日本比較法研究所発行）の第1巻（婚姻編1，1973），第2巻（婚姻編2，1974），第3巻（親子編，1977）にも本稿に関係した多数の国際結婚の事例が記載されている。以上述べた史料に基づき作成したのが本稿に掲載の明治6年から明治30年の24年間にわたる日本政府から許可された国際結婚の事例のリストである。このリストで掲載の基準としたのは日本政府による国際結婚の許可であり、入籍などのような結婚を公的に登録するものではない。もちろん、結婚許可数が、実際の結婚そのものの数とは同数ではないにしてもそれに近い関係にあることは確かであろう。また、本稿リストの事例掲載の順序も結婚許可年月日によった。許可年月日はできるだけ太政官、内務省、外務省、在外公館からの正式の許可年月日を採用ことにしたが、やむをえず不明な場合、それに準ずる年月日、たとえば外務省の公信などの日付を採用した。結婚を許可された男女の氏名については、外国人の場合原綴がわかればそれを採用し、また日本人の女性の名前の部分のようにその文字がひらがな、カタカナ、漢字と書類により変わる場合1番適切と思われるものを採用した。

さて、上記のようにして作成した本稿掲載のこのリストには230件の事例が含まれている。内務省で許可された国際結婚の事例が不完全にしか含まれていない明治19年から明治24年の期間、前述したように「官報」に内務省が許可した国際結婚の件数が報告されている。⁽¹⁵⁾ この件数とこの期間リストに掲載されている事例の数とを照らし合わせれば、何件ほどがリストに欠けているかが判明する。ただし、「官報」掲載の記述が国籍、男女別、許可年などしか記載されておらず、また神奈川県からの報告のように許可申請進行中の件数が含まれていたりして、「官報」の件数と本稿のリストとの事例を正確に特定するのは困難であるが、本稿リストには明治20年に5件ほど、明治21年に6件ほど、明治22年に13件ほど、明治23年に2件ほ

ど、明治24年に9件ほど、合計およそ35件ぐらいが抜け落ちていると推計することができる。この本稿リストに抜け落ちていると推定される件数を加えると、明治6年から明治30年までの24年間に日本政府から許可された国際結婚の総数はおよそ265件ぐらいではないかと推計することができる。

国際結婚の最初の事例

本稿掲載のリストで最初に日本政府から許可された国際結婚の事例として南貞助と Eliza Pittman (英国) の結婚を掲げたがこれについては説明が必要である。南貞助はロンドンで1872年(明治5年)9月20日にライザ・ピットマン (Eliza Pittman) と結婚し、翌年明治6年にライザをともない帰国している。そして同年5月31日付で「本邦全権大使殿下并ニ大弁務使閣下御聞届相成」と岩倉使節団がロンドン滞在中同使節団の全権大使および大弁務使より結婚の許可を得たとして、英国の結婚証明書の翻訳を添え、山口県の東京出張所にライザとの結婚の届を提出している。⁽¹⁶⁾ 南貞助の届は同年6月3日付で山口県の東京出張所より外務省に送付されている。ロンドンにおける実際の結婚許可の様子は南貞助の自著によると次のように記述されている。

余先年海外遊学以来人種改良論者タリ何レノ日カ日英混種ノ子孫ヲ得ント欲ス依テ其主意ヲ岩倉大久保木戸伊藤山口諸君則チ正副大使ニ計ルニ伊藤君ハ未ダ早シトイヒ大久保君ハ数年在英ノ見込ナレバ好シトス其他ハ同意ナリ併シ元ヨリ結婚条例ノ如キモノ未ダ本邦ニ許可ナキ當時ナレバ直ニ本邦ヘ同行スルハ危険アリトセリ是ニ於テ英国サレ県チャールスピットメン氏第三女ト英法ニ依テ結婚ス是レ本邦人ニシテ西洋人ト結婚ノ嚆矢ナリ⁽¹⁷⁾

すなわち、南貞助とライザとの結婚許可について伊藤博文は時期尚早であるという意見であり、大久保利通は在英数年という条件を付けているが、

残りの岩倉使節団の正副大使は結婚に同意したとしている。はたして外務省が南貞助の届を受理した時点で結婚を許可したと見なしたかどうかははっきりしないところであるが、私見では結婚は許可されたと判断する。というのは、後に外務省で南貞助とライザとの離婚が問題になった時外務省では該当の結婚は整備していたと見なしているからである。⁽¹⁸⁾南貞助は明治18年香港領事の時第二の夫人となる伊沢せんとの結婚の届を外務卿井上馨に提出し、井上馨より前の英国人の夫人であるライザとの関係が正式に離婚した状態かまたは単に別居の状態かを尋ねられ、南貞助はライザとの結婚は正式の手續を履行しておらず、またライザは自分の本籍にも入籍していない旨を回答したので、それに対して、井上馨は明治6年に南貞助が山口県を通して外務省に提出した書類を添え、ライザとの結婚は整備しているように見なされると返信している。南貞助は井上馨宛の書簡にてその当時山口県の東京出張所に結婚の届を出した様子を次のように説明し、その目的は英国における婚姻手續の開陳であるとしている。

右山口県へ届出タルハ其頃東京ニ右県出張所ナルモノ設立有之其出張所ヨリ外務省ヨリ英国ニ於ケル婚姻手續キ可申出旨御達有之候云々通知有之則チ其手續キ開陳致候次第ニ有之入籍等之手續キヲ為シタル義ニ無之候

井上馨がなぜ南貞助の離婚につき細かく注意を払っているかといえば、井上馨自身がこの頃に似たような日本人とその英国夫人の離婚問題に外務卿として関係していたからである。それは、後述する尾崎三良と彼の英国夫人バサイアとの離婚の件である。尾崎三良と英国人バサイア・モリソン(Bathia Catherine Morrison)との結婚は実際に日本政府から公式の許可を得たのは明治13年であるが(本稿掲載リスト44)、英国における結婚の日付は南貞助の場合よりも3年程前の1869年(明治2年)3月4日である。⁽¹⁹⁾この尾崎三良の離婚およびその英国人妻および3人の娘の扶養問題などの件ははっきりいえば個人的な問題であるが、外国人が関係するので公的機

関である外務省で取り扱われたのである。⁽²⁰⁾ この件については、井上馨はバサイア・モリソンの父親であるウィリアム・モリソンと個人的に面識があり、すでに明治13年(1880年) 当時から外務卿として関係していたのである。また、それより以前、明治11年に伊藤博文は書簡にてこの件に関する尾崎三良の依頼を井上馨に伝達している。

さて、南貞助が最初の夫人である英国人のライザ・ピットマン(Eliza Pittman)を離縁したことについては南貞助の前述した同じ自著によると以下のような理由があった。

余ハ先年欧州ヨリ帰朝以後常ニ妻ニ対シ切ニ日本語ヲ学ブノ必要ヲ諭告スト雖トモ更ニ余ノ勸メヲ用ヒズ又本邦人ト相合ハズ且ツ一子ヲ産セズ終ニ発狂ノ徴アリテ兇器ヲ以テ余ヲ狙撃セントスルニ至ル友人大学雇教師英人ドクトルダイフスノ仲裁ニ依テ今後ヲ戒メ再ビ斯如キノ行為アルニ於テハ離縁スベキコトヲ証書ニ約セリ然ルニ数月ナラズシテ重テ之ヲ行フ是ニ於テ止ムヲ得ズ離縁シテ英国に帰ス⁽²¹⁾

南貞助が述べるところによると、南貞助はライザに日本語を学ぶようにすすめたが、ライザは日本語も学ばず、また日本人との交際もうまくいかなかった様子である。また、前述したように、南は「人種改良論者」であったが、南貞助とライザとの間には子供が出来なかった。そして、ライザは発狂の兆しを示し、南貞助を凶器で狙撃しようとしたので、東京大学の御雇教師であるダイヴァース(Edward Divers)の仲裁により再び同様の行為がある時はライザを離縁するという証書を作成したが、数ヶ月もしない内にライザが同じような行為に及んだので、南貞助はライザを離縁し、彼女を英国に帰した。

南貞助が香港領事の時第二夫人となる伊沢せんとの結婚の届を提出し、明治18年の終わりから明治19年の初めにかけて外務卿井上馨との間でライザとの離婚について書簡を交わしたことは前述したが、その時の書簡の中でも南貞助はライザを離縁した時の様子を詳述している。⁽²²⁾ まず、南は、英

国において妻が夫に対して「残酷」の行為を行う時は、夫が「残酷」の廉をもって妻を離縁する場合は多くあると述べ、自分はライザから「残酷」の行為を受けたのであるから、たとえ英国の法律によってもライザを離縁することができること示唆し、以下のように具体的にライザの行為を説明する。ここで南がいう「残酷」とは暴力行為ぐらいの意味であろう。

其残酷ナルハ拙官之愛スル実父并実伯父母兄弟等ニ対シ残酷無礼ヲ行ヒ共ニ其残酷ヲ受クコト数度ナリ仍テ実父ハ同居ヲ去リ他家ニ於テ死シ其他拙官ノ面部及ヒ手足ヲ負傷セシメタルコト数度ナリ明治十五年二月ニ至リテハ日本刀ヲ以テ切り掛リ酷シテ之ヲ脱シ実伯ノ家ニ到リ衣類等ノ扶助ヲ乞ヒ或ハ官吏之家ニ潜伏スルコト数日既ニ告発シ法律ニ訴ヘントセシモ英国人親友之仲裁ニ依テ別紙乙号約定書ヲ以テ誓ヲナスニ付此度限り勘弁ヲ加ヘ候処其後一月モ過キシ三月中重テ殆ント同様之拳動有之候故離縁之義申渡シ候処英国ヘ送り帰シ呉候様申出候故同年四月上旬横浜出帆致候

すなわち、ライザは数度にわたり、南貞助の父、伯父夫婦、兄弟などに無礼なる暴力行為を働き、そのため、貞助の父は貞助の家を去り、他家で死去した。また、南貞助自身も数度にわたり顔や手足をライザにより負傷させられた。そして、明治15年2月にはライザが日本刀で貞助に切り掛かり、その後ライザは家出をして、貞助の伯父の家に行き衣類などの扶助を求めたり、或いは官吏の家などに数日潜伏したりした。そこで、南貞助は法律に訴えんとしたが、親友の英国人が仲裁に入り、ライザに約定書へ誓約させたが、同年3月にライザがまた同じような行為をしたので、南貞助はライザに離縁を申し渡し、ライザが英国に帰してほしいと頼んだので、同年4月上旬にライザを横浜から出帆させたのである。

さて、南貞助とライザの離婚の直接のきっかけとなった約定書であるが、これは英語で書かれ、まずライザが3条項にわたり約束を誓い、署名し、南貞助がライザの約束を受け入れて、ライザを法に訴える訴訟を引き下げ

るとして署名している。ライザの署名の立会人はダイヴァースである。ライザはまず第1条項で、南貞助や彼の親類や友人に対して悪い言葉やふるまい、特に暴力行為をしないことを誓い、第2条項で、日本語を習い、南貞助の友人たちと親しくして、妻としてのつとめを行うことを誓い、第3条項でライザが約束を破った場合、南から受けるべき扶養や保護の請求を放棄することなどを誓っている。この約定書の署名の日付はライザの場合が1882年（明治15年）3月10日で南の場合が3月11日である。そして、ライザとの離婚のことを通知するため、南貞助はライザの父親であるチャールズ・ピットマン（Charles Pittman）に1884年（明治17年）4月20日付の手紙を書留郵便にて送ったが、彼からは何も返事がなかったとのことである。そのライザの父親宛の手紙の中で、南貞助がなぜこの時まで彼に手紙を出さなかったかといえ、それはライザが彼女が日本を出発するまで手紙を出さないように頼んだからであると説明し、それに続いて、南は離婚の事情を以下のように書いている。まず、南はライザの来日以来ライザが欧風の快適な生活をおくられるように彼がいかに努力したかを述べ、その後ライザが南に対して淑女としての流儀をたてにいろいろなことで反抗的になったと記し、そして、ライザが大変残忍になり暴力を振るうようになったので、約定書に誓約させ、一時はライザを勸弁したが、ライザがその約定書の誓約までも破ったので、彼女を離縁したと説明する。そして、南貞助は、ライザにとっては（離婚により帰英し）、南貞助からもまた日本の法律からも解放され、英国人と一緒に暮らす方がいいことであると書いている。ここでライザが「日本の法律から解放される」と述べていることは、多分南がライザの行為を法に訴えるかもしれないと脅迫したことを指すものと思われる。

さて、前述した南貞助の井上馨宛の手紙の説明によると、ライザは明治15年（1882年）4月上旬に離日したことになる。また、南は別の手紙でもライザは明治15年4月に離日していると書いている。ところが、私見

では、ライザは明治16年（1883年）4月5日に横浜を出帆しているように考えられる。南貞助はライザ離日の年を1年間違って記憶していたように思われる。その理由は、まず約定書の署名の日付が1882年（明治15年）3月10日と11日で、次の月の上旬にライザが離日するのは少し間隔が短すぎるように考えられる。また、南は1884年（明治17年）4月20日付でライザの父親に手紙を出しているが、ライザが離日した年を明治15年（1882年）とすると、間隔が2年間あり、離婚の通知の手紙を出すのには少し間隔が長過ぎるように思われる。むしろ、ライザは明治16年4月に離日し、その翌年南が父親に離婚の通知を出したと理解する方が妥当のように思われる。そのことは、次に述べる英字新聞の記事からも裏付けられる。1883年（明治16年）4月7日発行の「The Japan Weekly Mail」の「船舶消息」の記事によると、4月5日に横浜を出発した英国の香港行き汽船である「Bangalore」の乗客名簿の中に「Mrs. Minami」という名前が記載されている。多分、これがライザが離日した時の記録であろう。そこで、ライザは明治16年（1883年）4月5日に横浜を出帆したと考えるのが妥当であろう。また、一方、南貞助は外務省には明治18年に第二夫人となる伊沢せんと香港で結婚したと届出ているが、実際には明治16年に日本で結婚しているの、この「Mrs. Minami」は南に合流するため香港に出発した伊沢せんのことであるとも考えられるが、これは時期的には不可能である。なぜならば、南貞助は東京府准奏任御用掛から明治18年6月25日付で漢口領事に任命され、同年7月8日付で香港領事に転任しているからである。⁽²³⁾ やはり、1883年（明治16年）4月5日に横浜を出帆した「Mrs. Minami」はライザのことであろう。そのライザは1849年5月20日にロンドン近郊で出生しているので、この時33才であった。その後のライザの消息はよくわからない。南貞助がライザを自分の戸籍には入籍しなかったと述べているように、ライザ・ピットマン（Eliza Pittman）は明治6年来日し、明治16年4月5日に離日して約10年近く日本に在住したが、日本国籍とは

ほとんど無縁であったと思われる。

さて、上述したように南貞助の結婚が日本政府から許可を受けた最初の国際結婚の事例と見なすことができ、仮にその結婚許可の年月日を山口県より外務省に届が出された明治6年6月3日とすると、これに非常に近接しているのが英国人 W.H. フリーム (W.H. Freame) と北川静との結婚の許可年月日である。この結婚の場合は滋賀県より伺が出され、明治6年6月7日付で太政官より許可が下りている。⁽²⁴⁾ W.H. フリームと北川静の事例は少なくとも太政官から許可された最初の国際結婚である。ただし、フリームが明治14年に死亡し、明治18年に北川静が日本国籍の復籍の願を出した時に判明するのであるが、北川静は日本国籍から除籍はされていたが英国籍には入っていなかったのである。すなわち、フリームは英国領事館に結婚の届、妻や子供の英国籍への入籍などの届を一切していなかったのである。また、英国副領事ロングフォードによると、フリームは北川静との結婚以前にすでに英国人と豪州で結婚していたもようである。南貞助とライザ・ピットマンの結婚そしてフリームと北川静の結婚の両方とも一方の当事者が英国人であるが、英国公使パークスまたは英国側がこれらの2件を太政官布告第103号との関係で問題にしていた様子は見られないが、多分これらの事例がパークスに知らされていなかったか、または国籍の移動がなかったのであえて問題にしなかったかもしれない。

尾崎三良とバサイア・モリソンの結婚と離婚

尾崎三良（在英当時の名前は戸田三郎）は三条実美の嗣子三条公恭の英国留学に随行し、慶応4年（1868年）に渡英し、その後およそ2年余ロンドンのウィリアム・モリソン（William Mason Morrison）の家に同居し、英語等を勉強した。ウィリアム・モリソンの職業は military tutor とか private tutor などになっており、軍関係を含む上級学校などのための個

人教師などを職業にしていたと思われ、その関係で多くの日本人が彼から英語を学んでいる。⁽²⁵⁾そして尾崎三良とウィリアム・モリソンの娘のバサイア・モリソンは1869年3月4日に結婚し、3人の娘、O'yei Evelyn Theodora Kate (1870年12月14日生)、Masako Maude Mary Harriet (1872年1月15日生)、Kimie Florence Bathia Alexandra (1873年10月18日生)をもうけている。⁽²⁶⁾この3人の娘のうち、長女(お英、または英子)と三女(君子)がいろいろと曲折はあったが、後に尾崎三良に引き取られ日本国籍に入っている。この2人の娘は日本に出かけたり、帰英したりと日英間を1、2回往来しているが、長女が2回目に日本に出かけるのは、英国に滞在していた門野幾之進が帰朝後彼女の境遇を福澤諭吉に話し、福澤諭吉が彼女を慶應義塾の幼稚舎の教師に推薦したからである。⁽²⁷⁾その長女は後に尾崎行雄の第2番目の夫人となる尾崎テオドラ夫人であり、三女は日本でスウェーデン人のHenrik Ouchterlonyと結婚し、次女(政子)は来日せずに英国に居住し、英国で英国人のAlfred Games Hewittと結婚した。⁽²⁸⁾前述したモリソン父子と尾崎三良との間の事情を、1887年(明治20年)7月14日付でモリソン家の友人であるセオドア・ジャーヴィス(Theodore Jervis)が東京の英国総領事であるトレンチ(Le Poer Trench)宛に書いた手紙の日本語訳から引用すると以下のものである。この手紙はトレンチから東京で1887年(明治20年)9月27日付で内閣総理大臣である伊藤博文に送付されている。

ダブリュー、エム、モリソン氏ハカムブリッジ大学ヲ去ルノ後私家学生(プライベートビューピュル)ヲ教諭スルコトニ従事シ大ニ其効ヲ見タリ千八百六十八年ノ頃日本人英国へ来遊スルニ至リ氏ニ就テ英語及英国ノ法律習慣ヲ学フモノ多カリキ中ニ二名ノ日本人氏ノ家ニ来住スルコトナレリ一ハ日本太政大臣ノ子三条氏ニシテ当時尚ホ若年ニテアリキ他ハ三条氏ヨリ遙ニ年モ増シタル尾崎氏即チ其人ナリキ三条氏ハ其後常ニモリソン一家ト懇親ヲ保チ此ノ事件ニ付委細情実ヲ知り尾

崎氏ノ利害ニ反対スル断然ノ説ヲ有セリ尾崎氏ハモリソン氏ノ唯一人ナル令嬢バシヤ女ト互ニ相想フノ情ヲ起セシハ尾崎氏ノモリソン氏ノ家ニ来住以来程遠キ事ニハアラサリキ斯クテ兩人ハ千八百六十九年三月四日免許ヲ得テ婚儀ヲ結ビ三女ヲ挙ケタリ⁽²⁹⁾

以上の記述にもあるように、尾崎三良（戸田三郎）とバサイア・モリソンの英国での結婚は1869年3月4日のことで、日本で最初に日本政府より許可された国際結婚の第1号と思われる南貞助とライザ・ピットマン(Eliza Pittman)の英国での結婚よりも3年以上前のことであった。尾崎三良と南貞助の2人はもちろん英国で面識があり、岩倉使節団が英国に滞在中の明治5年(1872年)に起きた銀行倒産事件で、南が倒産した銀行の重役の1人になっており、尾崎は留学生の総代として留学生に渡す金を南の銀行に預けた被害者になっている。この当時尾崎三良はもうバサイア・モリソンと結婚し、2女をもうけていたのに、「尾崎三良自叙略伝」では自分の結婚については一切触れていないが、南貞助の英人妻との生活については次のように記述している。

南は取締役として月給二百ポンド即ち我今の二千円を受け、倫敦に宏壮なる家屋を借り、英人を妻となし随分贅沢な活計を為し、たまたま日本の書生などが訪問すると客室へ招じ葡萄酒などを饗し、妻諸共出で来り挨拶を為し……⁽³⁰⁾

尾崎三良や南貞助の結婚の場合もそのまま英国に在住し続けたならば、両者の結婚につき日本側に届を提出したり、日本政府より結婚の許可を得る必要はなかったかもしれない。実際、その当時英国で英国人の女と結婚した日本人で日本側に届を出したり、結婚許可などを求めた形跡が少なくとも筆者の調べた資料では見当たらない場合がある。広島藩出身の西川虎之助は1874年(明治7年)5月20日にロンドン近郊で Katie Henrietta Winter と結婚し、1874年6月29日に長女 Henrietta Okiyo と1875年8月7日に次女 Maud Katie Asaco が出生した。西川虎之助は明治12年(18⁽³¹⁾

79年)に英国人の妻をともなって帰朝したが⁽³²⁾、日本側にどのような届を出したのか、またはまったく何も出さなかったのか不明である。

さて、一方、尾崎三良は1873年(明治6年)に妻子を英国に残し、日本に帰朝した。その帰国の際尾崎三良はバサイア夫人に日本に同道するように尋ねることはしなかった⁽³³⁾。ただ尾崎三良は時を期して英国に送金することを約束したが、これは実行されなかった様子である。そこで、父親であるウィリアム・モリソンは1880年(明治13年)に「氏ノ友人日本ノ外務卿井上伯ニ書ヲ寄セ」、井上馨に相談している。井上馨は尾崎三良に1,300ポンドを支払わせるようなことを提案したが、バサイア夫人は自ら井上馨に手紙を出し、尾崎三良を英国または欧州のどこかに赴任させてもらうように嘆願している。そして送金の話は立消になり、尾崎三良は1880年(明治13年)にロシアの首都ペテルブルグに外務一等書記官として赴任することとなった。バサイア夫人も同年9月にペテルブルグに行き、尾崎三良と同居したが、不和となり、同夫人は同年10月にロンドンに戻り、尾崎三良も翌1881年(明治14年)7月にロンドンに行き、尾崎三良とバサイア夫人は尾崎三良が送金をすることなどを条件に離婚の約定書に署名して。約定書によると、離婚の直接の原因はバサイア夫人が尾崎三良と一緒に日本に行くことを拒絶したことになっており、バサイア夫人が日本行きを拒絶した理由は、尾崎三良がもうすでに日本で2度目の結婚をしており、且つ、バサイア夫人が日本の法律によると夫が2人の妻を所有することが可能であることを知っていたからである。2人の妻を所有することは妾制度のことを意味するのであろう。後で騒ぎが大きくなる尾崎三良英人妻離婚騒動の根本の原因はバサイア夫人が明治13-14年当時日本に行かなかった、または行けなかったことであるように思われるが、そうすると、この騒動の核心は一夫一妻制度からはずれた日本の妾制度であるとも考えることができるかもしれない。

尾崎三良がペテルブルグへの赴任を承諾したのが明治13年(1880年)3

月であり、もうすでに同年4月5日付で尾崎三良より外務卿井上馨にバサイア・モリソンとの婚姻願が出され、翌日に井上馨より太政大臣三条実美にその婚姻願が上申され、同年4月21日にはもう婚姻の許可が下りている。⁽³⁴⁾ また、同年5月には尾崎三良がバサイア夫人を赴任地ペテルブルグに携行する許可も下りており、尾崎三良は同月末に日本を出発している。同年7月26日付のバサイア夫人の入籍願は柳原前光駐露公使より外務卿井上馨に送られ、同年11月に井上馨より東京府知事に送付されている。前述したように、明治14年(1881年)7月にロンドンで離婚の約定書が取り結ばれているので、同年9月に帰国した尾崎三良は早速バサイア・モリソンとの離婚およびバサイア・モリソンの復籍を東京府に届け出て、東京府は同年9月30日付で離縁および復籍を上申している。⁽³⁵⁾

さて、本稿のテーマに直接関係する国籍事項であるが、バサイア・モリソンは明治13年(1880年)から明治14年(1881年)にかけて短期間日本国籍に入籍されていると思われるが、その時も英国籍からは除籍されず、彼女は一生を通じて英国籍のままであったと思われる。ただし、彼女の姓(family name)については、彼女は最初は“Toda”そして後には“Ozaki”を使用していた。離婚後も“Ozaki”という姓をそのまま使用していた様子で、「夫人(バサイア夫人)はかかる虐待に遭つても流石学者の娘だけあつて不在の三郎(尾崎三良)を夫と呼び他人が三郎の悪口を云ふと却て怒つた位であつた」⁽³⁶⁾。姓に関しては、娘の尾崎テオドラ夫人の場合はいろいろと偶然が重なっている。まず、尾崎三良の娘としての尾崎テオドラ(英子)から姻戚関係のまったくない、むしろ敵対関係にあった同じ尾崎姓の尾崎行雄夫人になっている。尾崎テオドラは結婚前に自分の母親の元の姓であるモリソンと同じ姓の、タイムズの特派員などをしてきたオーストラリア人のG.E.モリソンと恋愛関係にあったなどがそれに当た⁽³⁷⁾る。尾崎テオドラ夫人は1932年(昭和7年)にロンドンの客舎で夫尾崎行雄に看取られながら永眠しているが、母親のバサイアは93才まで長生きし、

1936年（昭和11年）にロンドンで次女 Masako Muade Hewittに見守られながら亡くなっている。尾崎三良は1918年（大正7年）に77才で死亡している。バサイアの死亡証明書によれば、バサイアは Bathia Catherine Ozaki という名前で、日本の外交官男爵尾崎三良の未亡人として死亡届⁽³⁸⁾が出されている。死亡届は次女により提出されており、これによりバサイアが次女に何を教えていたかが伺われる。バサイアは意識の中ではあくまでも尾崎三良の妻であったし、また、夫である尾崎三良は日本の外交官であった。実際に尾崎三良が外交官であったのはロシアの首都のペテルブルグで外務一等書記官として勤務したわずかな期間にすぎなかったのであるが。

いわゆる「尾崎三良妻英人バサヤカスレーン離婚の件」が外務省などで大きな問題になるのは、実は明治14年の離婚以後のことで、それまでバサイア親子を支えていたバサイアの父親のウィリアム・モリソンが1885年（明治18年）1月に死亡し、バサイアが親子の窮状を在ロンドン領事園田孝吉に訴えた以降のことである。いみじくも園田孝吉が外務卿井上馨宛の手紙に書いているように、この件は「一私人ニ関スル小事トハ申ナカラ内外人交渉ノ件ニ有之候間或ハ之ニ由テ御国ノ美名ヲ汚ス等ノ結果ヲ生スマジクトモ保シ難」いことと思われ、「御国ノ名誉ニモ関係」することと認識⁽³⁹⁾されていた。まさにこの事件の中に、個人の事柄が国家の事柄にも関係してくるといふ国際結婚が抱える問題が象徴的に表れているように思われる。尾崎三良が離婚する明治14年当時、尾崎三良は外国人との結婚をめぐるスキャンダルの象徴であった様子で、駐独全権公使であった青木周蔵が自分の部下である棚橋軍次のドイツ人女性との結婚（本稿リスト62）の許可を外務卿井上馨に求めた手紙の中で、青木は棚橋軍次の性質は「彼尾崎、栗本、飯塚輩之比に非ず」と述べ⁽⁴⁰⁾、スキャンダルの代表として尾崎三良、栗本貞次郎、飯塚納の3名を上げている。栗本貞次郎は栗本鋤雲の養子で、フランス勤務時代に何か女性問題があったらしい。飯塚納は Pauline

Richter と結婚しているが（本稿リスト12）、のちに離婚している。⁽⁴¹⁾ いずれにしても、尾崎三良はその3人の中の筆頭であった。

英国人が関係した早期の事例

すでに詳述したように、日本人と外国人との国際結婚を許可した太政官布告第103号を外国公使が承認しない件で、日本側にとって1番問題になっていたのは英国公使パークスである。そして、前述したようにパークスが太政官布告第103号による英国人と日本人の結婚を実質的に承認するのは本稿リストの11（William A. Crane と村瀬登茂）、13（George A. Wake と茂木婦志）、14（J.L.O. Eyton と土方喜代）、18（Henry A. Crane と柴崎カネ）の結婚からである。これらの4例以前に英国人が関係し日本政府から許可された事例は4件ある。もうすでに述べたように、本稿リストの11、13、14、18の4例以前に日本政府の許可を求めなかったケースとしては英国で結婚した尾崎三良や西川虎之助の場合があった。日本政府の許可を受けた方の4件の事例のうち、最初の2件は南貞助とライザ・ビットマン（Eliza Pittman）および W.H. フリーム（W.H. Freame）と北川静の場合でもうすでに記述した。残りの2件は本稿リスト4のシンガポール生まれで英国籍の Tan Beng Teck と磯部和以の事例と、同5の三宮義胤と英国人アレシーア・レイノアの事例である。Tan Beng Teck と磯部和以の結婚は日本で取り行われた最初の欧式結婚で、英国の長崎領事であるフラワーズも承認している。⁽⁴³⁾ その結婚は英国側では長崎領事フラワーズが1873年（明治6年）10月3日に執行した領事結婚として登録されている。⁽⁴⁴⁾ ただし、この場合も英国籍が日本国籍に移る事例ではない。一方、三宮義胤と英国人アレシーア・レイノアの場合は、太政官布告第103号の規定によれば夫人の国籍を英国籍から日本国籍に移さなければならない結婚である。三宮義胤は明治7年4月10日に在英日本公使館から結婚許可を受け、ロン

ドンで結婚している。英国側にも届を出している。三宮は、その当時結婚の許可は受けているが、英国においては尾崎三良、南貞助、西川虎之助の場合と同じように英国夫人の国籍を日本国籍に移す入籍などの手続をしていない。その後、三宮義胤は明治10年10月25日付で東京府に夫人の就籍願を出しているが、それにつき東京府と外務省とが結婚許可確認のやり取りをしている間に三宮義胤は夫人の就籍願の書類の返却を東京府に申し出て、就籍願を取り下げている。⁽⁴⁵⁾ 前述したように、英国公使パークスは明治9年4月の段階で日本人と結婚した英国婦人の英国籍から日本国籍への移籍を認めているので、三宮は願を取り下げる必要はなかったと思われる。三宮は当時在独日本公使館勤務の外務二等書記官で、英国側の事情を知らない外務省が国籍の件につき心配し、三宮義胤に何か連絡したのかもかもしれない。実際にはどのような理由で三宮義胤が夫人の就籍願を取り下げたのかは不明である。いずれにしても、英国婦人の日本国籍への移籍は、英国公使パークスの太政官布告不承認問題などがあったので、外務省ではいろいろと問題をはらんでいる事項であると見なされていたと思われる。問題があった典型的な例として次に若山儀一の事例を取り上げる。

若山儀一は明治7年5月23日付で東京府に「英領耶麻伊加キングストーン府故英陸軍加比丹ジョールダン女ジュリーア」⁽⁴⁶⁾との結婚許可願を出した。このジュリア・ジョーダンは米国ニューヨークに在住していたが彼女の国籍は英国籍であると思われる。この時にはもうすでに若山儀一とジュリア・ジョーダンはニューヨークで結婚していたようである。一方、東京府にとってはこれが初めて取り扱う内外婚姻の許可願であり、外務省にその取り扱いの手続について問い合わせをしている。それに対する外務省の回答に外務少輔上野景範が書いたと思われる次のような指示が付されている。

若山儀一英国之女を娶り度願出ハ百三号之御布告ニ可準ハ勿論ナレドモ右御布告ハ英国之婚姻法ニ反シ逆も英人と婚姻スルの規則に必適セザル旨過日英公使論申候其時拙者之答ニ右布告ハ是非英国人と婚姻セ

しむる之法ナラス雖ども其法ニ満足シ違論ナキ外国人と婚姻スル之規則ナレハ若此規則英国法ニ反シふまんナラバ英国之人民ハ婚姻相ナラザル通之事ナリト右之次第ニ付此儀ハ正院へ伺出候上東京府へ返答して可ナラン

すなわち、太政官布告第103号によれば若山儀一と英国婦人との結婚を許可すべきであるが、英国公使パークスがこの布告に反対しているので、太政官正院に伺を出して東京府に返答すべきだとしている。また、上野はパークスの反対について日本人との結婚を希望する外国人に対し、もし太政官布告に異論がなければその結婚を許可し、この布告に不満ならば結婚を許可しないまでであるとしている。太政官では、この上野景範外務少輔の意見が反映して、内外婚姻を許可する時には許婚証書が必要であるという議論に発展して行くのである。⁽⁴⁸⁾ さて、若山儀一の方には東京府より「外国ヨリ我国人ニ嫁スルヤ必其政府之許可ヲ得移籍無之候テハ不相成儀ニ付本人ヨリ其国領事へ願立認可ヲ得タル上ならでハ難差許」という達が出され、ジュリア・ジョーダンが英国領事より英国籍から日本国籍への移籍する許可を得る必要がある旨が伝えられた。それに対して、その時若山儀一は留守であり、若山儀一の名代の者がそれを承知したと東京府に回答し、その件はそれっきりとなり、若山儀一とジュリア・ジョーダンの結婚の件は許可されないままとなった。この結婚には若山儀一の親戚などの反対などがあり、結局、若山儀一とジュリア・ジョーダンは明治9年7月には別れざるをえない事情となった。⁽⁴⁹⁾ 皮肉なことに若山儀一が明治7年にロベルト・ジョンストン（またはロヘルド・ジョンソン）の著述を翻訳し、出版した「万国通私法」が日本で最初に出版された国際私法の書籍となるのである。これは岩倉使節団の大蔵省理事功程の第4巻として出版された。多分、原著者はニューヨークで若山儀一と親交のあった人で、自分自身が国際結婚にかかわる若山儀一の要請により著述をなし、それを若山儀一が翻訳したのではないかと思われる。⁽⁵⁰⁾ また、原著者は、名前および日本人との関係

を考慮すると、小野梓がニューヨークで個人的に法律の教授を受けた人物と同一である可能性がある。ジュリア・ジョーダンは若山儀一と別れアメリカに戻る時、若山儀一と先妻との間にできた栞（英語名 Shiori Louisa Wakayama）をアメリカに連れて帰り養育した。後にこの栞をどちらで引き取るかをめぐって若山儀一とジュリア・ジョーダン（当時の名前は Mrs. Shannahan-Knowlton）は、ニューヨークで裁判事件をおこすのである。

皇族と国際結婚

若山儀一とジュリア・ジョーダンとの結婚の場合のように、国際結婚が許可されなかった例として皇族北白川宮能久親王とドイツ貴族の Tettau 男爵夫人（Baronin Bertha von Tettau）との婚約事件がある。北白川宮能久親王は伏見宮邦家親王の第九子で、明治天皇の叔父にあたるが、戊辰戦争の際には輪王寺宮として幕府側についている。Tettau 男爵夫人は普仏戦争の時に死亡したドイツ騎兵隊の将校、男爵 Tettau 氏の未亡人で、同じドイツ貴族の男爵 Bredow-Wagenitz 氏の娘である。北白川宮能久親王の婚約事件のあらましは明治天皇の事蹟を記した「明治天皇紀」によると以下⁽⁵¹⁾のようであった。北白川宮能久親王は明治4年よりドイツのベルリンにて留学中であつたが、明治8年頃よりドイツの皇族や貴族および各国の王子などとの交際が頻繁になり、そのための余分の経費が必要になり、学資の増額を要請した。しかし、本国では台湾征討などがあり、財政的に苦しい時でもあり、また他の親王家への経費援助に比べて、北白川宮能久親王への学費援助は多額であつたので、明治9年4月にすでに学業も進歩したので明治9年中に帰朝するようにと親王に帰朝の命が下りた。しかし、親王は私費をもって留学を続ける意志があり、留学の延長を懇請したが、それも許されず、再び親王は明治10年1月に一旦帰朝するよう命じられている。また、親王はすでに明治9年（1876年）のクリスマスに Tettau

夫人と婚約を交わしており、その結婚の勅許を得るため、宮内卿徳大寺実則宛に内願の書簡を出し、また、同じ件につき右大臣岩倉具視にも書簡を出している。それらの書簡の内容およびそれ以降の事態の推移につき、「明治天皇紀」の明治10年4月21日の条項の記述を引用すると次のようになる。

是れより先王は独逸国貴族ブリタアの女と結婚の内約あり、之れが勅許を得んと欲して宮内卿徳大寺実則に内願の書を発し、又書を右大臣岩倉具視に寄せて曰く、曩に帰朝の命ありと雖も、学業半途にして帰朝せば数年間の勉学水泡に帰せんとす、故に尚二三年の留学を切望す、且文明の源流は婦人に発すと云ふ欧州の通論に由り、独逸国貴族の女を娶りて皇家を助け国家に尽さんと欲す、仍りて卿の斡旋を以て特に之れが勅許を得んと希ふと、別に独逸国駐在公使青木周蔵が当時同国貴族の女と婚せんとする例を挙げて縷述する所あり、更に家令をして委曲の内情を具視に告げしむ、太政大臣三条実美・具視・実則等、王の書を見て事の意外なるに驚く、実則之れを宮内省出仕木戸孝允に商る、孝允亦愕然として思へらく、事皇室の尊厳に関し、其の影響の人民に及ぼす所大なりと、乃ち決して聴許せらるべからざるを説く、実美固より同意なるを以て、直に天裁を仰ぎ、昨二十日（明治10年4月20日）実則をして王に電報を発せしめて曰く、皇族の外国人と婚嫁するを得るの規定なし、且事重大に属す、突然申請せらるゝは軽卒の至りなり、決して聴許あらせられず、且既に帰朝の勅命あり、直に発程せらるべしと⁽⁵²⁾

以上の記述によると、北白川宮能久親王はドイツ貴族の女と結婚することが、皇室を助け、国家に尽力することにもなると訴えており、また、許可された国際結婚の例としてドイツ駐在公使の青木周蔵の結婚（本稿リスト23）を挙げている。たしかに青木周蔵の場合は同年（明治10年）1月25日に結婚が許可され、同年3月27日にエリザベット・フォン・ラーデとドイ

ッで結婚している。また、北白川宮能久親王からの書簡を受け取った右大臣岩倉具視、宮内卿徳大寺実則および当時の太政大臣である三条実美等は事の重大さに驚き、結局、徳大寺実則がこの件につき木戸孝允に相談し、その木戸孝允の意見が結局三条実美をして北白川宮能久親王の結婚を許可しないことに決意させ、そして、天裁を仰いだ三条実美は、明治10年4月20日に徳大寺実則を通じてベルリンの北白川宮能久親王に直ちに帰朝するようにと電報を送った。「明治天皇紀」の同じ条項の続きの部分によると、岩倉具視も4月21日に外務卿寺島宗則を通じて同じ趣旨の命令を親王に伝えるようにドイツ駐在青木公使に電報を送付している。また、同じ4月21日に、明治天皇も徳大寺実則を通じて北白川宮能久親王に本年中に帰朝するように電報を送っている。

さて、「明治天皇紀」の明治10年7月の条項によると、北白川宮能久親王は明治10年4月12日にベルリンを出発し、同年7月2日に横浜に着港している。帰朝命令の電報が4月20日と4月21日の両日に発せられているので、親王のベルリン出発の日について、もしかすると「明治天皇紀」の4月か7月のいずれかの記事の日付が間違っていると思われる。多分「明治天皇紀」の7月の条項のベルリン出発の日付である4月12日が間違いではないかと思われる。というのは、1877年（明治10年）5月12日付のロンドンの日刊紙「タイムズ」にタイムズの特派員による5月11日ベルリン発の記事として、北白川宮能久親王の婚約発表のことが報道されている。親王がベルリンを出発したのは5月12日のことで、「明治天皇紀」の編者が5月のことを4月と取り間違えたのであろう。このタイムズの記事からもわかるように、北白川宮能久親王はベルリンを出発する前に親王とドイツ貴族夫人との婚約をドイツの新聞等に発表していたので、親王の帰朝後にそのことが問題になり、大臣、参議、宮内卿等はそのことについての解決方法および親王の処分を内議し、結局岩倉具視に一任した。そして岩倉具視は外務卿等と協議し、北白川宮能久親王にドイツ婦人との婚約を破約し、ま

た親王のふるまいにつき謹慎の意を表すように説得した。親王は岩倉具視の説得にしたがい、謹慎するため、同年7月26日に京都に行き、そしてドイツ貴族夫人に破約の旨を通告した。以上が「明治天皇紀」による北白川宮能久親王とドイツ貴族夫人との婚約事件の概要である。

さて、1877年（明治10年）5月12日付の北白川宮能久親王の婚約発表の記事よりも前に、すでにタイムズには1877年（明治10年）4月16日付で「日本の皇室」という見出しの小さな記事が掲載されている。その記事は、北白川宮能久親王が Tettau 夫人と1876年（明治9年）のクリスマスに婚約し、2人は1877年（明治10年）中に結婚し、南ドイツに住み、親王はもう日本には戻らないことを伝え、また、北白川宮能久親王が日本を離れた理由は、彼ではなく彼の甥（明治天皇のこと）が天皇になったことであると記述している。このタイムズの記事は同じロンドンで毎週火曜日に発行されていた週刊の新聞である「Mayfair」の記事によっていることが示されており、1877年（明治10年）4月17日付の「Mayfair」にまったく同文の記事が掲載されている。「Mayfair」の記事が何に依拠しているかは書かれていないが、多分ドイツの新聞等であると思われる。また、4月21日付のロンドンの日曜紙である「The Examiner」にも北白川宮能久親王の婚約のことが青木周蔵の結婚のことと一緒に小さく記載されている。そして4月中に発行されたタイムズなどの英国の新聞が船便などで日本に到着し、それらの北白川宮能久親王に関する小さな記事が横浜などで発行されている英字新聞にも引用され、また、それらの英文紙の記事が抄訳されたりして、ごく1部の日本の新聞、たとえば明治10年6月9日付の「郵便報知」などに引用されている。⁽⁵⁴⁾⁽⁵⁵⁾しかし、この事件はごく1部の新聞等には報道されたかもしれないが、ほとんど知られないままに終わったようである。

さて、次に「事皇室の尊厳に関し、其の影響の人民に及ぼす所大なり」と強く北白川宮能久親王とドイツ貴族夫人との結婚に反対した木戸孝允と国際結婚との関係について言及してみたい。この木戸孝允の皇族の国際結

婚に対する反対について不思議に思うのは、明治維新政府の高官の中でも木戸孝允の回りには多くの国際結婚をした人物が関わっていたからである。その理由の1つは木戸孝允が長州関係者の中枢に居り、長州関係者の多くが留学などの恩恵を受けることができたからであると思われる。それにしても、北白川宮能久親王の婚約事件が関係する明治9、10年頃の年代を例にとると、「木戸孝允日記」によれば、尾崎三良（本稿リスト44）、南貞助（本稿リスト1）、青木周蔵（本稿リスト23）、井上省三（本稿リスト27）、松野 礪（本稿リスト21）などの国際結婚関係者の名前が「木戸孝允日記」に現れる。木戸孝允が死亡する明治10年までに外国人の女と結婚した日本人の男で、上記の以外の人物は、三宮義胤（本稿リスト5）、飯塚納（本稿リスト10）、鳥瀧小三吉（本稿リスト24）のみである。そのうち、三宮義胤などはもしかすると木戸孝允と何らかの関係があったかもしれないのである。少なくとも書簡のやり取りはしている。また、松野礪とクララ・ティーテルマン（Clara Tietelmann）との結婚については、木戸孝允は青木周蔵や品川弥次郎等から依頼されてその結婚実現に尽力している⁽⁵⁶⁾。たとえば、「木戸孝允日記」の明治9年12月10日の条に「松野は独逸人と婚姻の義漸許可に至れり余七月以来尽力終に今日に至れり本邦人西洋人との婚姻公然たるもの之を始とす」と記されている⁽⁵⁷⁾。木戸は松野に結婚資金として二百円を貸したり⁽⁵⁸⁾、松野の婚約者、クララ・ティーテルマンが来日した時はその宿舎を世話したり⁽⁵⁹⁾、また、届書などの手落やその他の理由により結婚が数ヵ月延期になり、この婚約者が男ばかりのドイツ公使館に宿泊することや松野と同居することをことわった時は、木戸はこのドイツの婦人に同情し、自分の家の1つを提供している⁽⁶⁰⁾。また、木戸より青木周蔵宛の書簡によると、松野礪とクララ・ティーテルマンの結婚許可が遅れた理由は、届書の手落や外務卿寺島宗則などの慎重な対応と共に、ドイツの公使がクララ・ティーテルマンがドイツの保護下を離れ日本の法律の下に入ることにに対して反対していたような様子である。これは前述した英国公使パーク

スが太政官布告第103号を承認しなかった理由と同じである。それに対して、木戸は「当人 (Clara Tietelmann) はどこまでも夫之服従候法律之下に立と申決心に付候ては如此よき機会は無之に付一も二もなく許可候事こそ我利益と頻りに迫り立候得共」と、本人が日本の法律の下に入る（すなわち、日本国籍取得）と申しているので早く日本側として許可しなさいと寺島宗則外務卿に迫っているほどである。⁽⁶¹⁾そして、ついに松野礪とクララ・ティーテルマンは明治9年12月17日に結婚することができ、木戸孝允一家は松野夫妻の結婚式に招待され、木戸はその日の日記に再び「本邦人外国人と公然たる婚姻これを以て始となす」と記している。⁽⁶²⁾木戸孝允は岩倉使節団の副使としてロンドンに滞在した時に南貞助とライザ・ピットマンの結婚のことは知っていたはずと思われるし、また尾崎三良とバサイア・モリソンの結婚のことも承知していたと思われるが、木戸はこれらの2人の結婚は公然たる国際結婚とは見なしていなかった様子である。また、青木周蔵と井上省三の結婚は翌年の明治10年のことなので、木戸孝允にとってはまさに松野礪の結婚が本邦最初の公然たる日本人の男と外国人の女の国際結婚になるのである。公然、非公然を含めて、以上のような国際結婚関係者と交際が多い木戸孝允にとっても、皇族の国際結婚は特別の問題で、皇室の尊厳に関係し、人民に与える影響が大きいと思われたので、やはり許可できなかったのである。ちなみに明治時代の身分制度の中で、皇族の次に位置する華族の国際結婚の最初は明治24年に許可された三好太郎とアグネス・エー・ブルーワーの結婚（本稿リスト121）で、その華族の国際結婚は太政官布告第103号廃止以後も日本政府からの許可が必要であった。

外国人婿養子の一事例としての「快樂亭ブラック」の結婚

外国人の婿養子・入夫の件は、太政官布告第103号に対する各国の反応の章で述べたように、夫となる自国民の男が自国籍を捨てて日本国籍を取

得する事例であり、外国側にとっては理解が困難な制度であった。また、一方、日本側にとっても、必ず外国人の男による日本国籍への帰化がともなう事例でもあり、通常の外国人の男と日本人の女との国際結婚の場合よりも結婚許可の審査はきびしかったと思われる。その場合、どのようなことが問題となったのか、または逆に問題にならなかったのかを示すため、通称「快樂亭ブラック」と呼ばれる英国人ヘンリー・ジェームス・ブラック (Henry James Black) と石井アカとの間の結婚(婿養子)の事例を取り上げてみたい(本稿リスト138)。「快樂亭ブラック」は、日本の新聞のパイオニアとしてまた「ヤング・ジャパン」の著者として有名なジョン・レディ・ブラック (John Reddie Black) の長男である。最近、3冊ほどの「快樂亭ブラック」についての著書が出版されたが、⁽⁶³⁾いずれもブラックの結婚については詳しく記述されていないので、ここでは彼の結婚許可の記録⁽⁶⁴⁾に言及してみたい。

明治26年3月3日付で、石井ミネおよび同次女アカは、英国植民地オーストラリアのアダリス町(?)出身の英国人ヘンリー・ジェームス・ブラックをアカの婿養子として貰い受けたいと東京府浅草区長に願ひ出ている。同月22日付で、浅草区長より石井アカの戸籍の写と共にこの願が東京府知事に送付され、東京府では外国人が日本国籍に入籍する場合外国人より宣誓書を徴するよという指令が外務および内務両大臣より明治24年5月に神奈川県に出されているので、宣誓書や入籍の取扱方につき神奈川県に照会を求めている。一方、石井ミネの方からは4月1日付で、3月3日付の婿養子の願は願書に書き損じがあるというので一旦下げ戻したいと東京府に願ひ出ている。そして、改めて、同年4月7日付で、石井ミネおよびアカは、ブラックより宣誓書を出すことを承知した旨およびこの結婚が重婚ではないことを記した手紙を添え、ブラックとの結婚(婿養子)の許可願を東京府に提出している。東京府より4月18日付で内務省にこの婿養子の件につき伺が出され、内務省より東京府にブラックの「職業年齢調

査上入用ニ付御取調有之度且本人品行ノ儀ハ特ニ警察官ヲシテ視察セシメラ該探偵書御送付有之度」と指令が出されている。そこで、東京府では、ブラックの職業や年齢などについては英国副領事に問い合わせ、ブラックの品行の探偵については警視庁に依頼している。以下はそれについての京橋警察署長の報告である。

「ヘンリー・ゼームス・ブラック」ハ日本語ヲ以テ講談ヲ業トスルモノニシテ常ニ男色ヲ好ムモノノ由故ニ是迄曾テ婦女子ニ対シテハ別段不都合之廉アルヲ聞カズ然レトモ東京府平民高松元助（明治三年四月十八日生）ナルモノヲ雇置キ非常ニ之ヲ愛シ殆ント夫婦モ畜ナラザル有様ナリト云フ右之外差向不品行之形跡無之候条此段御回答候也

すなわち、京橋警察署長の探偵報告書によると、ブラックは男色者で高松元助という人物と夫婦同様の関係にあるが、婦女子に対してはまったく不品行はなかったと報告されている。そして、このブラックの品行調査は警視庁より東京府、そして内務省に送付され、ブラックの婿養子の件は、明治26年5月19日付で内務大臣より許可されているのである。ここで興味深い点は、日本側ではブラックが男色者であることは石井アカとの結婚および日本国籍への帰化に関してまったく問題にされていないことである。むしろ、男色者であるので、婦女子に対して不都合がなかったと男色者であることを肯定的に承認しているようにも受け取ることができる。どの程度の婦女子に対する不品行が外国人婿養子・入夫および帰化の際に障害になったかは不明であるが、男色そのものはまったく障害にならなかった点は大変おもしろいところである。快樂亭ブラックが男色者であったことは、管見によると、わずかに2, 3行小島貞二氏の「快樂亭ブラック」で、ブラックとブラックの養子であるホスコ（本名大野清吉、のちに石井清吉、手品師としての芸名は松旭斎天左）が一説によるとホモの親子関係にあったようであると触れられているのみである。⁽⁶⁵⁾ いずれにしても、内務省より外国人婿養子の許可を受けた後、ブラックと石井アカは明治26年5月24日に結

婚し、同じ日にブラックは日本国籍に帰化している。

国籍による国際結婚の分析

本稿リスト掲載の230の国際結婚の事例を一方の当事者である外国人の国籍で分類し男女別に掲げると、英国77（男65，女12），清国57（男57），ドイツ32（男14，女18），米国25（男13，女12），フランス15（男10，女5），ロシア5（男5），オランダ5（男5），ポルトガル3（男3），デンマーク3（男3），スイス3（男3），ベルギー2（男1，女1），スペイン（フィリピン）2（女2），オーストリア・ハンガリー1（男1）となる。便宜上、植民地の国籍は植民地を管轄する国の国籍に入れた。英国の中には、英領インド2（男2），英領シンガポール2（男2），英領ジャマイカ1（男1），英領マルタ1（男1），英領オーストラリア1（女1），ドイツには、独領マーシャル島1（女1）が含まれ、スペインの場合はすべてスペイン領フィリピンの事例である。これらの数字を国籍別に百分率にすると、英国が33%強，清国が25%弱とこの2ヵ国で全体の約58%を占め，その後ドイツ14%，米国11%，フランス7%などと主要欧米諸国が続く。これらの数字により，ある程度この時期に日本人がどのような国家の国民と関係を持ったかを推定することができるが，もし，これらの国籍数を男女別に見ると，もう少し詳しく日本人と外国人の国際結婚の様子，ひいては日本人と諸外国人との関係がわかって来る。本稿のリストが範囲としている明治6年から明治30年の時代には，日本人の男と比較して日本人の女が外国に出かける機会は少なく，また外国人の女が外国人の男と比較して日本に来るケースも少なかったと考えられる。このような状況では，日本人の女と外国人の男の国際結婚における夫の国籍別の数字は，日本に在住する外国人の国籍別の数字を反映し，日本人の男と外国人の女の国際結婚における妻の国籍別の数字は，留学などで海外に出かけた日本人の派遣先の国別の

人数を反映すると考えられる。前掲したように、日本人の女を妻とした国際結婚の男の国籍別の数字は、英国65, 清国57, ドイツ14, 米国13, フランス10, ロシア5, オランダ5, ポルトガル3などとなり、以下に記述する日本在住の外国人の国別人口統計と概略対応している。日本在住の外国人の数は、その統計が得られる明治9年から明治30年までの期間の男女を併せた数字を掲載すると、総数166,618人の内、清国54.21%, 英国19.63%, 米国9.62%, ドイツ5.20%, フランス3.93%, ポルトガル1.20%, オランダ1.17%, ロシア1.12%などとなり、また、男のみの数字は明治9年から明治16年の期間しか得られないが、総数40,577人の内、清国59.10%, 英国18.23%, 米国7.15%, ドイツ4.51%, フランス3.60%, オランダ1.62%, ポルトガル1.00%, ロシア0.80%などとなる。⁽⁶⁶⁾ ちなみに、この期間、日本在住の外国人の85%弱が男であった。日本在住の外国人の男と国際結婚の相手となる日本の女との関係は対等とは程遠く、通常日本人の女ははじめ妾同様の使用人として外国人の男に雇われていて、子供が出来たりした後に正式の結婚を申請している場合が多い。明治20年ぐらいまでの結婚許可申請の書類にはしばしばそのことが記載されている。たとえば、本稿掲載のリストの最初の100件の内、11, 13, 14, 16, 18, 20, 22, 25, 30, 33, 38, 41, 45, 48, 50, 52, 53, 60, 61, 64, 70, 73, 74, 83, 85, 91, 97の27件にそのことがはっきりと記載されている。

次に日本人の男と外国人の女の国際結婚に移り、日本人の男を夫とした外国人の女の国籍別の数字は、ドイツ18, 英国12, 米国12, フランス5などとなり、次に掲げる文部省が明治8年から明治30年までに留学生を派遣した国別派遣数（一人で複数の国に派遣された分を含む）に対応している。すなわち、ドイツ95, 英国44, フランス29, 米国27などとなる。⁽⁶⁷⁾ この期間に海外に留学生等を派遣した機関は文部省だけに限らないが、文部省の例はこの期間に留学生などとして海外に派遣された日本人全体の傾向を反映していると思われる。日本人を相手とした国際結婚の男女別の数では、唯一

ドイツの場合のみ女の数が男の数を上回り、ドイツが日本人の最大の留学先である点に対応している。男女差別が強い時代とはいえ、日本人の男と国際結婚した外国人の女の立場は日本と西洋諸国の関係を反映している分だけ恵まれていたのではないだろうか。

以上の国際結婚の国籍による分析から、この期間、日本と諸外国との関係では、国際結婚総数の3分の1に関係する英国の存在がいかに大きかったことがわかる。英国人は在住外国人の中でも有力な地位を占め、また英国は日本人の派遣先としても大きな地位を占めた。また、英国公使パークスなどの外国公使があれ程反対した外国人の婿養子・入夫についても、本稿リストでは全部で15件事例が含まれているが、前述した快樂亭ブラックの事例を含めてそのうち9件は英国人の事例である。また、国際結婚の国別の分析では英国の次が清国になっているが、清国人（中国人）が日本に來住するについてはやはり英国人が関与していた場合も多かったと思われる。英国人の使用人や料理人として日本に來た中国人も多かったであろう。清国の場合、英国、ドイツ、米国、フランスの場合と異なり、日本人との国際結婚では男だけが関係しており、日本人の男と清国（中国）の女の結婚が皆無である。中国人の男が関係した国際結婚は全部で57件であるが、この内中国人の出身地が判明しているのが50件である。その50件を清国（中国）の省別に見ると、広東省36件、浙江省6件、福建省3件、江蘇省3件、山東省2件となる。この広東省36件の内広州府出身が28件、その広州府28件の内16件が香山県出身者である。結局、出身地が判明している50人の中国人の内約3分の1に相当する16人が広東省広州府香山県の出身である。日本人と中国人の国際結婚といっても、実態は大部分は限られた地域の出身の中国人との結婚であったのである。

前述したように、国際結婚の1番問題になる点は国籍事項である。夫婦は同一の国籍でなければならないという前提があった時代の国際結婚では、夫婦のどちらかの国籍、通常は妻の方の国籍が夫の方の国籍に移籍しなけ

ればならなかった。明治32年に国籍法が施行されるまで、小笠原諸島の住⁽⁶⁸⁾民およびごく少数の中国人の帰化を除き、日本における国籍の移動はほとんどなんらかのかたちで国際結婚に関連していたと思われる。明治23年4月に横浜在住の英国人ジョセフ・アーネスト・デベッカー (Joseph Earnest De Becker) は内閣総理大臣に書簡を送り、どのようにすれば日本に帰化することができるかという問い合わせをしている。⁽⁶⁹⁾ それについての外務省から内閣書記官長宛への回答は、国際結婚の婿養子・入夫以外に外国人が日本への帰化を許された例はないという返事である。このデベッカーは翌年7月に小林エイとの入夫結婚が許可され (本稿リスト122)、小林米可と名前を変え日本に帰化している。逆にいえば、デベッカーの例からでもわかるように、国籍の移動から正確な数字ではないにしてもある程度の国際結婚の様子が把握できると考えることができる。国籍の転出入については、「日本帝国民籍戸口表」によれば、明治19年から明治30年までの12年間に59人の外国人が日本国籍を取得し、298人の日本人が日本国籍を失い外国籍を入手したことがわかる。⁽⁷⁰⁾ これらの数字がある程度国際結婚の様子を反映していると思われるが、しかし、この中ではたして正確に何人が国際結婚の当事者であるかははっきりしないのである。なぜならば、日本国籍から外国籍への移動の中に国際結婚に伴う私生子の国籍の移動が含まれているからである。本稿掲載リストの中で、44, 61, 64, 74, 79, 80, 83, 88, 91, 94, 97, 101, 103, 176, 208, 220 の16件に結婚許可を申請した段階で私生子などとして登録された当事者の間の子供があることが知られている。88のフランシス・ブリンクリ (Francis Brinkley) と田中ヤスの場合、田中ヤスはブリンクリとブリンクリの前の妻との間の子供と、自分とブリンクリとの間の子供の2人を引き連れブリンクリに婚嫁しようとしたが、2人の子供はこの時は英国側の事情により日本国籍のままに残されたようである。いずれにしても、私生子の国籍移動を伴うなどの点もこの時代の国際結婚の特徴かもしれない。

おわりに

明治時代の最大の外交課題は条約改正であった。その条約改正論議の中で最も問題となったのが内地雑居であった。内地雑居賛否両論と少なからず関係したのが雑婚、すなわち国際結婚である。内地雑居および雑婚の両方に反対した加藤弘之は「雑居論者中には往々雑婚説を是とする者もある⁽⁷¹⁾」と内地雑居と雑婚を結び付けている。また、その時代は進化論の影響が大きく、雑居、雑婚について社会進化論の元祖であるスペンサーにお伺いをたてているほどであった。その雑婚について、本稿は明治6年に始まり明治30年に幕を閉じる太政官布告第103号時代の下での実態に迫ろうとしたものである。太政官布告下第103号での雑婚（国際結婚）では、国際結婚の本質に関係する国籍事項が大きな問題になっており、その雑婚に係る外国との関係では、その当時の最大の大国である英国の影響が強く反映している。また、その時代の日本と朝鮮の状態を理解していても、現在の状態から考えると、日本に1番近い隣国である朝鮮の国民が全然関係していないのも不思議な気がする。さて、日本外交にとって念願であった条約改正はある意味では日本が独立した近代国家として認められるかどうかの試金石のようなものであった。民法や法例などの制定を含む近代的法体系の整備も条約改正達成のための一環として進められた。その条約改正が実現する時代に入ると日本の国際私法である法例が施行され、太政官布告第103号の下での国際結婚の時代は終りを告げるのである。太政官布告第103号の下での国際結婚の時代はある意味では過渡期であった。しかし、過渡期であるゆえに興味のある時代でもあった。

国際結婚リスト

番号	許可の年月日	夫の氏名	夫の国籍	妻の氏名	妻の国籍
1	明治6年6月3日	南 貞助	日本	Eliza Pittman	英国
2	明治6年6月7日	William Henry Freame	英国	北川 静	日本
3	明治6年8月31日	鐘 肇南	清国	新郷 美尾	日本
4	明治6年9月18日	Tan Beng Teck	英国	磯部 和以	日本
5	明治7年4月10日	三宮 義胤	日本	アレシニア レイノア	英国
6	明治7年4月23日	林 啓陞	清国	磯田 亀	日本
7	明治8年6月10日	梁 達卿	清国	安田 房	日本
8	明治8年7月15日	方 達岐	清国	松本 さた	日本
9	明治8年10月4日	林 耀玉	清国	竹江 多津	日本
10	明治8年10月8日	飯塚 納	日本	Pauline Richter	米国
11	明治8年10月23日	William A. Crane	英国	村瀬 登茂	日本
12	明治8年12月4日	林 焜	清国	松村 婦美	日本
13	明治9年3月18日	George A. Wake	英国	茂木 婦志	日本
14	明治9年3月18日	J.L.O. Eyton	英国	土方 喜代	日本
15	明治9年4月12日	Albert Du Bousquet	フランス	田中 花	日本
16	明治9年4月17日	Rambert Maigre	フランス	高島 リン	日本
17	明治9年4月26日	鮑 膽暢	清国	松林 美代	日本
18	明治9年6月17日	Henry A. Crane	英国	柴崎 カネ	日本
19	明治9年7月11日	ヤコフ チハイ	ロシア	横井 リュウ	日本
20	明治9年10月12日	Jarmain	英国	大谷 佐多	日本
21	明治9年11月30日	松野 礪	日本	Clara Tietelmann	ドイツ
22	明治9年12月14日	W. Reed	英国	小林 和嘉	日本
23	明治10年1月25日	青木 周蔵	日本	エリザベット フォン ラーデ	ドイツ
24	明治10年2月1日	鳥潟 小三吉	日本	Francisca Birzle	ドイツ
25	明治10年2月21日	J. Mansbridge	英国	梅村 チヨ	日本
26	明治10年3月14日	黄 如雲	英国	萩原 ナカ	日本
27	明治10年3月18日	井上 省三	日本	ヘードヴィッヒ ケーニッヒ	ドイツ
28	明治10年8月18日	Simon Frost Lawrence	英国	長浜 よし	日本
29	明治10年9月26日	J.H. Goodchild	米国	相川 さだ	日本
30	明治11年3月26日	マシース ヘルア ンヤンセン	ロシア	金子 喜和	日本
31	明治11年11月27日	鮑 坤輿	清国	富岡 カネ	日本
32	明治11年12月23日	クニヤ	ボルトガル	岡村 ハナ	日本
33	明治12月3月17日	H. Rubart	ドイツ	中井 りよ	日本

番号	許可の年月日	夫の氏名	夫の国籍	妻の氏名	妻の国籍
34	明治12年4月10日	M. Russell	英国	齋田 モヨ	日本
35	明治12年4月21日	Walter Loxton	英国	田中 マツ	日本
36	明治12年5月31日	山崎 喜都真	日本	ヨハナ・ラウラ ドレーベト	ドイツ
37	明治12年11月18日	高橋 良教	日本	アンナ・ニュートン イーレルブ	米国
38	明治12年12月16日	M. Carroll	米国	安西 アサ	日本
39	明治13年2月2日	諏訪 秀三郎	日本	ジャンヌ ヴワン トヴェルト	ベルギー
40	明治13年2月12日	李 阿善	清国	増谷 雪	日本
41	明治13年3月24日	フリッツ リチン バック	米国	田中 たき	日本
42	明治13年3月30日	イラリョ サビヤ	ポルトガル	原 ふさ	日本
43	明治13年4月14日	Claude William Kinder	英国	浅井 きみ	日本
44	明治13年4月21日	尾崎 三良	日本	Bathia Catherine Morrison	英国
45	明治13年6月15日	Charles Liddle	英国	西沢 タク	日本
46	明治13年7月5日	鮑 載之	清国	鈴木 フキ	日本
47	明治13年7月16日	Thomas Georges	英国	大岡 リエ	日本
48	明治13年7月16日	鄭 誦之	清国	服部 トミ	日本
49	明治13年8月20日	鐘 敲甫	清国	梅沢 マツ	日本
50	明治13年9月7日	William Thomas	英国	大熊 勢舞	日本
51	明治13年9月7日	蒯 鏐弟	清国	竹下 多祢	日本
52	明治13年9月15日	Robert Clark	英国	原 ミヤ	日本
53	明治13年10月6日	William Wheeler	英国	磯部 リキ	日本
54	明治13年12月25日	Alick Asam	英国	前田 ミネ	日本
55	明治14年1月31日	R. Gabaretta	英国	小山 チヨ	日本
56	明治14年3月11日	Adolph Russell	米国	内山 よし	日本
57	明治14年3月25日	William Watt	英国	根岸 まき	日本
58	明治14年5月4日	James Favre-Brandt	スイス	松野 ヒサ	日本
59	明治14年6月8日	カナム ウィスラム	英国	小沢 タミ	日本
60	明治14年7月14日	ラベス・ゼット ロベルト	英国	藤田 フジ	日本
61	明治14年8月27日	クリスチャン スケッブルマン	ドイツ	加藤 トヨ	日本
62	明治14年9月2日	棚橋 軍次	日本	イダ ブラント	ドイツ
63	明治14年9月3日	J. Green	英国	土居 チエ	日本
64	明治14年10月15日	John Scott	英国	木下 雪	日本
65	明治14年12月1日	張 位	清国	広瀬 いま	日本
66	明治15年1月17日	Percival Osborn	英国	小川 瀬戸	日本

番号	許可の年月日	夫の氏名	夫の国籍	妻の氏名	妻の国籍
67	明治15年 2月21日	鄭 維翰	清国	岩戸 ノブ	日本
68	明治15年 4月24日	劉 仁修	清国	益田 須与	日本
69	明治15年 4月29日	F. J. Le Marchand	オランダ	磯村 ステ	日本
70	明治15年 5月16日	Walter Hardy	英国	笠原 ヨシ	日本
71	明治15年 6月 2日	王 峻卿	清国	森 テン	日本
72	明治15年 7月13日	Remi Garraud	フランス	相原 マチ	日本
73	明治15年 7月21日	A. McCallum	英国	根本 チカ	日本
74	明治15年 9月15日	A. J. C. Geerts	オランダ	山口 キワ	日本
75	明治15年 9月22日	Robert Walker Irwin	米国	武智 いき	日本
76	明治15年12月 2日	Henry Moss	英国	久保 くめ	日本
77	明治16年 2月14日	J. E. Reding	ロシア	中川 よね	日本
78	明治16年11月12日	Matthew Wighall	英国	清水 スイ	日本
79	明治16年12月28日	イー イーグリング	英国	横山 セン	日本
80	明治17年 4月28日	Nicholas Phillips Kingdon	英国	歌川 ムラ	日本
81	明治17年 5月 9日	北尾 次郎	日本	ヘンリエッテ・ ルイーゼ トップ	ドイツ
82	明治17年 5月31日	大越 成徳	日本	カーメン アギリ	英国
83	明治18年 4月 2日	イーハン ルウィス	英国	小松 ヨネ	日本
84	明治18年11月20日	高橋 順太郎	日本	ルイーゼ・エリザベ ット ハイブリッヒ	ドイツ
85	明治18年11月21日	Eugene Bonneau	フランス	後藤 ワキ	日本
86	明治19年 1月23日	菊田 大次郎	日本	Amanda Rinkowsky	ドイツ
87	明治19年 1月27日	長井 長義	日本	Therese Schumacher	ドイツ
88	明治19年 3月25日	Francis Brinkley	英国	田中 ヤス	日本
89	明治19年 9月14日	梶 梅太郎	日本	Clara A. Whitney	米国
90	明治19年 9月20日	Robert N. Walker	英国	福田 サト	日本
91	明治19年10月15日	イー・エーチ ドウス	デンマーク	白鳥 キン	日本
92	明治19年10月30日	Louis Colding	デンマーク	永島 ミツ	日本
93	明治19年10月30日	Yeend Duer	英国	恒川 ヤス	日本
94	明治20年 6月 4日	Prosper Fortune Fouque	フランス	鈴木 ヤス	日本
95	明治20年 6月 4日	柏村 庸	日本	Natalie Hermine von Langen	ドイツ
96	明治20年 8月 9日	F. Schroeder	ドイツ	斎藤 トヨ	日本
97	明治20年 9月	ジョン セイモール	英国	永井 ツル	日本
98	明治20年12月 8日	John White	英国	長浜 トメ	日本
99	明治20年12月30日	富塚 寛二郎	日本	アイダ クック	米国

番号	許可の年月日	夫の氏名	夫の国籍	妻の氏名	妻の国籍
100	明治21年1月23日	Martin C. Carlsen	米国	上杉 かも	日本
101	明治21年4月23日	J. Chambers	英国	前田 コト	日本
102	明治21年5月5日	玉本 千代吉	日本	Elizabeth Amelia Booker	英国
103	明治21年5月8日	Frank Warrington Eastlake	米国	太田 ナホ	日本
104	明治21年6月13日	楊 源之	清国	木谷 たま	日本
105	明治21年6月15日	R. Brinckmeier	ドイツ	工藤 ハツ	日本
106	明治21年8月27日	George Elliot Gregory	英国	加藤 ツネ	日本
107	明治21年10月6日	木村 順吉	日本	Mary Margaret Gallagher	米国
108	明治21年12月21日	藤 雅三	日本	Marie Augustine Celestine Sere	フランス
	明治22年	伊東 義五郎	日本	マリー・ルイズ フラバース	フランス
110	明治22年1月16日	斎藤 仙助	日本	Anna Krug	ドイツ
111	明治22年6月22日	伊沢 信三郎	日本	Adrienne Brayda Brun	フランス
112	明治22年6月26日	栗田 勝之進	日本	Annie Henning	英国
113	明治22年8月	小倉 庄太郎	日本	マリヤ ニッチェスト	ドイツ
114	明治22年9月14日	高峯 謙吉	日本	キャリー ヒッタ	米国
115	明治23年1月9日	風間 仙吉	日本	Prudence-Eulalit Nemot	フランス
116	明治23年5月21日	James Johnston	英国	豊田 ミヨ	日本
117	明治23年8月11日	大田喜 春正	日本	ミニー・マライア スミス	米国
118	明治23年9月24日	新渡戸 稲造	日本	Mary P. Elkinton	米国
119	明治23年12月2日	エッチェス ソロモン	英国	星野 クニ	日本
120	明治23年12月17日	黄 雄才	清国	武田 しも	日本
121	明治24年7月1日	三好 太郎	日本	アグネス・エーブルワー	英国
122	明治24年7月29日	Joseph Earnest De Becker	英国	小林 エイ	日本
123	明治24年11月10日	桑田 量平	日本	ヨゼヒネ ウンシ	ドイツ
124	明治24年11月18日	ヘンリー・モンド コーリ ロベルト	米国	小川 かく	日本
125	明治24年12月8日	矢部 富五郎	日本	ファーネ ポスト	米国
126	明治25年8月11日	スウェンソン	スイス	井上 カメ	日本
127	明治25年10月19日	A.W.A. スタイン	ドイツ	北野 ミツ	日本

番号	許可の年月日	夫の氏名	夫の国籍	妻の氏名	妻の国籍
128	明治25年10月19日	陶 威就	清国	中島 アキ	日本
129	明治25年12月2日	中川 森太郎	日本	Victoria de Rojas	スペイン
130	明治26年1月6日	梁 紹宗	清国	帯野 トメ	日本
131	明治26年1月9日	ヤセント レノール	ベルギー	赤林 フユ	日本
132	明治26年2月2日	呉 紀龍	清国	吉田 サダ	日本
133	明治26年2月6日	村上 熊太郎	日本	Therese Labuet	ドイツ
134	明治26年2月9日	A. Martel	フランス	近藤 ヤエ	日本
135	明治26年3月1日	渡辺 専次郎	日本	Mary Ann Davison	英国
136	明治26年3月8日	菅沼 元之助	日本	メリー・エ ゴウルト	米国
137	明治26年4月21日	W. Warburton	英国	岸和田 フサ	日本
138	明治26年5月19日	Henry James Black	英国	石井 アカ	日本
139	明治26年6月6日	Joseph Josiah Conder	英国	前波 クメ	日本
140	明治26年6月30日	馬 阿満	清国	重松 かん	日本
141	明治26年8月2日	Oscar Kellner	ドイツ	川瀬 トメ	日本
142	明治26年8月7日	アンドリュ フォステル	米国	重井 カネ	日本
143	明治26年8月7日	林 紅妹	清国	稲田 キサ	日本
144	明治26年8月23日	C.S. キルゴア	英国	北野 ヒロ	日本
145	明治26年8月24日	E.E. キルトイル	米国	荒井 ハマ	日本
146	明治26年9月	トーマス マックマレー	英国	荒井 ラク	日本
147	明治26年10月4日	呉 暁重	清国	今井 ハマ	日本
148	明治26年10月31日	山田 忠澄	日本	Marguerite Varot	フランス
149	明治26年10月31日	周 桂廷	清国	大和 ムメ	日本
150	明治26年12月27日	杜 蓬山	清国	金子 タキ	日本
151	明治27年2月19日	ウィリアム ギル	英国	西尾 サト	日本
152	明治27年2月22日	E.C. Fox	英国	宮沢 タキ	日本
153	明治27年3月10日	ラルス・ジョルゼ ン ラルセン	デンマーク	浪瀬 ソノ	日本
154	明治27年4月28日	李 鏡泉	清国	金光 えい	日本
155	明治27年4月28日	William Kinnimond Burton	英国	荒川 マツ	日本
156	明治27年7月5日	王 鍾生	清国	山下 シヅ	日本
157	明治27年8月11日	董 阜成	清国	小島 マキ	日本
158	明治27年9月18日	葉 成綱	清国	大野 サダ	日本
159	明治27年9月19日	リチアルド ルツ	ドイツ	松本 リヤウ	日本
160	明治27年9月28日	Haskel Goldenburg	ドイツ	井出 キタ	日本
161	明治27年10月1日	蔡 光耀	清国	小島 ナツ	日本

番号	許可の年月日	夫の氏名	夫の国籍	妻の氏名	妻の国籍
162	明治27年10月4日	B. J. S. Brinkworth	英国	小田 ハナ	日本
163	明治27年10月5日	李 妻園	清国	渡辺 ハナ	日本
164	明治27年10月6日	黄 連卿	清国	津田 イチ	日本
165	明治27年10月15日	F. J. B. エズーアル	フランス	山本 カネ	日本
166	明治27年10月15日	李 歩青	清国	鈴木 マス	日本
167	明治27年10月16日	梁 挺三	清国	杉崎 ウラ	日本
168	明治27年11月27日	エベルト・タア ブラッキー	オランダ	柳川 キン	日本
169	明治27年12月11日	黄 永祥	清国	袴田 カツ	日本
170	明治27年12月12日	呉 寛崎	清国	丸山 フデ	日本
171	明治27年12月28日	李 宗漢	清国	山崎 リタ	日本
172	明治28年1月28日	Robert Jones	英国	加藤 ハル	日本
173	明治28年3月12日	George Bigot	フランス	佐野 マス	日本
174	明治28年3月13日	フヒキコレート	ポルトガル	永野 アサ	日本
175	明治28年3月20日	W. J. ホワイトヘッド	英国	後藤 メリ	日本
176	明治28年3月26日	Heinrich Coudenhove -Kalergi	オーストリア ハンガリー	青山 ミツ	日本
177	明治28年4月1日	李 家捷	清国	小林 ナカ	日本
178	明治28年4月2日	陳 瑞岡	清国	伊藤 イチ	日本
179	明治28年5月4日	John Milne	英国	堀川 トネ	日本
180	明治28年7月30日	アー・ビー パーカー	ドイツ	矢島 ハル	日本
181	明治28年8月2日	F. H. ゴーイング	英国	鈴木 マサ	日本
182	明治28年8月30日	葉 明富	清国	渡辺 カネ	日本
183	明治28年8月30日	ジョン バイク	米国	池部 藤枝	日本
184	明治28年9月12日	ゲリット デ ヘール	オランダ	山口 マツ	日本
185	明治28年9月14日	チュートロンコワー セラフィン	フランス	荒木 タカ	日本
186	明治28年9月25日	ジュバン・シャル ル マリー	フランス	山中 タマ	日本
187	明治28年11月6日	ジョン・チャール ス キーフ	英国	アネ ミアレセイボレ	日本
188	明治28年11月7日	H. J. Hooper	英国	安藤 ヤエ	日本
189	明治28年11月18日	グスタフ フィッシャル	ドイツ	田中 トワ	日本
190	明治28年11月29日	Julius Helm	ドイツ	小宮 ヒロ	日本
191	明治28年12月12日	Lafcadio Hearn	英国	小泉 セツ	日本
192	明治29年1月21日	Louis W. Moore	英国	若松 マツ	日本
193	明治29年2月20日	許 謙遜	清国	長嶋 ハル	日本
194	明治29年3月7日	中川 金次郎	日本	Moggy Doffey	英国
195	明治29年4月24日	C. Du Bois	スイス	近藤 シナ	日本

番号	許可の年月日	夫の氏名	夫の国籍	妻の氏名	妻の国籍
196	明治29年 4月25日	エ ボンマント	ロシア	伊藤 キク	日本
197	明治29年 5月 9日	George P. Denbigh	ロシア	森高 テン	日本
198	明治29年 5月20日	羅 鏡銘	清国	八木 ソメ	日本
199	明治29年 5月26日	鄭 贊	清国	長田 ナベ	日本
200	明治29年 5月29日	C.G. De Jong	オランダ	山本 ヨシ	日本
201	明治29年 5月29日	工藤 義祐	日本	Annie Ashton	英国
202	明治29年 6月11日	W. Emery	英国	金子 トラ	日本
203	明治29年 6月16日	信崎 常太郎	日本	リキンナド	ドイツ
204	明治29年 6月18日	石川 華吉	日本	M. Watt	英国
205	明治29年 6月22日			高橋 アサ	日本
207	明治29年 8月 6日	胡 開由	清国	柴田 マサ	日本
208	明治29年 8月22日	陳 柏昭	清国	井坂 ヌヒ	日本
209	明治29年 9月 1日	チャールス ウィルク	米国	佐久間 ツネ	日本
210	明治29年 9月14日	R.S. Schwabe	英国	宮寺 キネ	日本
211	明治29年 9月23日	海田 文作	日本	Catherine Hill	英国
212	明治29年10月30日	Carl T.J. Kufferath	ドイツ	堀 シン	日本
213	明治29年11月16日	北島 亘	日本	リリアン・メー ブラウン	米国
214	明治30年 1月 9日	Walter Bennett	英国	倉場 ハナ	日本
215	明治30年 4月 7日	何 亜英	清国	鈴木 トヨ	日本
216	明治30年 4月21日	趙 広運	清国	宮崎 キワ	日本
217	明治30年 5月 5日	鮑 国	清国	松林 トメ	日本
218	明治30年 5月13日	大沢 岳太郎	日本	Julia Meier	ドイツ
219	明治30年 5月25日	F.J.H. ニンステッド	米国	古沢 孝	日本
220	明治30年 5月31日	Henri George Arnous	ドイツ	薄井 トキ	日本
221	明治30年 6月14日	劉 発	清国	石川 ハル	日本
222	明治30年 7月 1日	富岡 卯七郎	日本	エミリヤ マリライ	スペイン
223	明治30年 9月 9日	伍 訓学	清国	細尾 ハル	日本
224	明治30年 9月10日	久保 田鶴雄	日本	アリサベット キョッペン	ドイツ
225	明治30年10月22日	ジョン ネレー	英国	白井 トキ	日本
226	明治30年11月 5日	R. Ohly	ドイツ	松野 フミ	日本
227	明治30年11月 8日	李 栄方	清国	柳井 カク	日本
228	明治30年11月16日	小森 徳之	日本	Libbie Knowlton	米国
229	明治30年12月 9日	郝 昇明	清国	植木 ミネ	日本
230	明治30年12月10日	何 沂東	清国	鈴木 ヤエ	日本

註

- (1) 明治前期の国際結婚に関する先行研究は非常に少ない。石井良助，“明治初年の内外人婚姻法”（法学協会雑誌第83巻3号，のちに石井良助，“日本婚姻法史”に所収）はこの分野の先駆的研究で，太政類典などを利用して国際結婚の婚姻規則（太政官布告第103号）などの制定の事情を詳述している。ただし，国際結婚の具体的な事例の研究には及んでいない。また，最近の研究としては大口勇次郎，“「国際結婚」事始め—内外人婚姻規則の制定事情—”（お茶の水女子大学女性文化研究センター年報第4号1990年）があるが，この研究は基本的にはオックスフォード大学ボードリアン図書館所蔵“外務省文書”の中の“内外婚嫁”と題される記録と“大日本外交文書”のみに依拠しているように思われる。ボードリアン図書館所蔵のいわゆる“外務省文書”は，明治前期に外務省での出来事などを在ロンドン日本公使館に連絡するために送付された記録であると思われる。これは第二次世界大戦中に敵国財産として英国側に接収された，いわゆる“日本大使館図書館”の資料の1つで，戦後 H.M.S.O. より25ポンドでボードリアン図書館に売却されたものである。その時ケンブリッジ大学図書館も類似の資料を購入している。オックスフォードの資料は項目別に整理されており，ケンブリッジの分は年代別に整理されている。オックスフォード大学ボードリアン図書館所蔵“外務省文書”の“内外婚嫁”に掲載の史料は“統通信全覧”などのいくつかのものにも含まれており，在外研究中の研究とはいえ，オックスフォードの史料紹介という点を除けば，むしろ基本的な史料に依拠した方がよかったように思われる。いずれにしても，大口勇次郎氏の研究も石井良助氏の研究同様，明治前期の国際結婚の具体的な事例を研究するところにはまでは及んでいない。現在のところ，明治前期の国際結婚の事例研究は皆無ではないかと思われる。
- (2) 以下，外務省，“統通信全覧 類輯之部14”，雄松堂，1985. pp. 676—689 による。
- (3) 以下，“太政類典”，第2編 第330巻37 による。
- (4) 石井良助編，“太政官日誌 第6巻”，東京堂出版，1981. pp. 290—291.
- (5) 以下，外務省調査部，“大日本外交文書 第6巻”，日本国際協会，1939. pp. 697—707 による。
- (6) 以下，英国外務省文書 FO 97/503 7280 による。
- (7) “太政類典”，第3編 第79巻4.
- (8) 以下，外務省調査部，“大日本外交文書 第9巻”，日本国際協会，1940. p. 660—662 による。
- (9) 外務省調査部，“大日本外交文書 第9巻”，日本国際協会，1940. p. 667.

- (10) 外務省外交史料館所蔵“内外人民結婚雑件1”の中の“内外人民婚嫁規則設立一件提要”
- (11) “太政類典”，第2編 第330巻38-62，第3編 第79巻3-12，第4編第13巻44，第52巻4-17.
- (12) “公文録”，内務省之部 明治8年7月-明治18年9月.
- (13) “官報”1345（明治20年12月21日）に記載の英国人ジョン・ホワイトと長浜トメ，同1374（明治21年2月1日）に記載の米国人シー・エム・カアルセントと上杉かむ，同1498（明治21年6月28日）に記載の清国人楊源之と木谷たまの事例
- (14) “女学雑誌”175号（明治22年8月17日）に掲載の小倉庄太郎とドイツ人マリヤ・ニッチェスト，同293号（明治24年11月21日）に掲載の米国人ヘンリー・モンドコーリー・ロベルトと小川かくの事例
- (15) “官報”1062（明治20年1月18日），同1281（明治20年10月4日），同1345（明治20年12月21日），同1369（明治21年1月25日），同1372（明治21年1月28日），同1374（明治21年2月1日），同1498（明治21年6月28日），同1669（明治22年1月24日），同1676（明治22年2月2日），同1746（明治22年4月29日），同1964（明治23年1月18日），同1985（明治23年2月14日），同2261（明治24年1月15日），同2564（明治25年1月20日），同2595（明治25年2月27日），同2598（明治25年3月2日）.
- (16) 外務省外交史料館所蔵“内外人民結婚雑件1”
- (17) “宏徳院御略歴”（大正4年）（謄写版印刷）
- (18) 以下，外務省外交史料館所蔵“内外人民結婚雑件2”による.
- (19) 英国 General Register Office 発行の結婚証明書
- (20) 外務省外交史料館所蔵“内外人民結婚雑件 尾崎三良離婚之件”
- (21) “宏徳院御略歴”（大正4年）（謄写版印刷）
- (22) 以下，外務省外交史料館所蔵“内外人民結婚雑件2”による.
- (23) “公文録”，官吏進退 外務省 明治18年6月-明治18年12月.
- (24) “太政類典”，第2編 第330巻38.
- (25) 1871年および1881年の英国国勢調査への回答では，ウィリアム・モリソンの職業は military tutor になっており，彼の死亡証明書では private tutor になっている. 日本側の出版物では，ウィリアム・モリソンはケンブリッジ大学とかオックスフォード大学の教授になっているが，彼はケンブリッジ大学に入学しているが，卒業はしていない. 彼の伯父である Alexander James William Morrision はケンブリッジ大学の卒業生で，Truro Grammer School の校長をしており，ドイツ文学の翻訳などの著書があり，学者として

有名であった。ウィリアム・モリソンに英語を教えてもらった日本人は、はっきりしている例として末松謙澄、南条文雄、井上馨の養女末子（のちの井上勝之助夫人）などがあるが、井上馨なども英語などを教授してもらったことがあったかもしれない。末松謙澄が英国で源氏物語の英訳を出版した時その英文をチェックしたのはウィリアム・モリソンではないだろうか。

- 26) 英国 General Register Office 発行の結婚証明書および出生証明書
- 27) “尾崎弔堂全集 第5巻”，公論社，1955. p. 755.
- 28) “尾崎三良日記 下巻”，中央公論社，1992. p. 562.
- 29) 外務省外交史料館所蔵“内外人民結婚雑件 尾崎三良離婚之件”
- 30) “尾崎三良自叙略伝 上巻”，中央公論社，1976. p. 119.
- 31) 英国 General Register Office 発行の結婚証明書および出生証明書
- 32) 手島益雄，“広島県先賢伝（広島県人名事典・附録）”，歴史図書社，1976. pp. 103-104 および“国際人事典一幕末・維新—”，毎日コミュニケーションズ，1991. p. 429.
- 33) 以下，外務省外交史料館所蔵“内外人民結婚雑件 尾崎三良離婚之件”による。
- 34) 以下，外務省外交史料館所蔵“内外人民結婚雑件2”による。
- 35) 堀内節編，“明治前期身分法大全 第2巻”，日本比較法研究所，1974. p. 355.
- 36) 牧野義男，“滯英四十年今昔物語”，改造社，1940. pp. 15-16.
- 37) ウッドハウス暎子，“日露戦争を演出した男モリソン 下”，東洋経済新報社，1988. pp. 37-40.
- 38) 英国 General Register Office の死亡証明書
- 39) 外務省外交史料館所蔵“内外人民結婚雑件 尾崎三良離婚之件”
- 40) “伊藤博文関係文書1”，塙書房，1973. p. 51.
- 41) 堀内節編，“明治前期身分法大全 第2巻”，日本比較法研究所，1974. pp. 355-356.
- 42) “明治事物起源”，日本評論社，1969. p. 109.
- 43) “太政類典”，第2編 第330巻45.
- 44) 英国 General Register Office の結婚証明書
- 45) 外務省外交史料館所蔵“内外人民結婚雑件1”
- 46) 以下，外務省外交史料館所蔵“内外人民結婚雑件1”による。
- 47) “若山儀一全集 上巻”，東洋経済新報社，1940. p. 18.
- 48) “太政類典”，第2編 第330巻47.
- 49) “若山儀一全集 上巻”，東洋経済新報社，1940. pp. 18-19.

- 50 “若山儀一全集 下巻”，東洋経済新報社，1940. p. 633.
- 51 以下，宮内庁，“明治天皇紀 第4”，吉川弘文館，1970. pp. 160-161による。
- 52 宮内庁，“明治天皇紀 第4”，吉川弘文館，1970. pp. 160-161.
- 53 以下，宮内庁，“明治天皇紀 第4”，吉川弘文館，1970. pp. 212-213による。
- 54 たとえば，1877年（明治10年）6月24日付の“The Japan Mail”の記事。
- 55 “国際人事典—幕末・維新—”，毎日コミュニケーションズ，1991. p. 178.
- 56 “木戸孝允日記 第3”，日本史籍協会，1933. p. 225.
- 57 “木戸孝允日記 第3”，日本史籍協会，1933. p. 461.
- 58 “木戸孝允日記 第3”，日本史籍協会，1933. p. 396.
- 59 “木戸孝允日記 第3”，日本史籍協会，1933. p. 396.
- 60 “木戸孝允日記 第3”，日本史籍協会，1933. pp. 400-401.
- 61 “木戸孝允文書 第7”，日本史籍協会，1931. pp. 210-211.
- 62 “木戸孝允日記 第3”，日本史籍協会，1933. p. 464.
- 63 小島貞二，“快樂亭ブラック”，国際情報社，1984.，佐々木みよ子，森岡ハイソツ，“快樂亭ブラックの「ニッポン」”，P H P 研究所，1986.，イアン・マッカーサー著，内藤誠，堀内久美子訳，“快樂亭ブラック”，講談社，1992.
- 64 以下，東京都公文書館所蔵“内外国人結婚簿 明治26年”の中の石井アカとヘンリー・ジェームス・ブラックの結婚の部分による。
- 65 小島貞二，“快樂亭ブラック”，国際情報社，1984. p. 176.
- 66 “日本長期統計総覧1”，日本統計協会，1987. pp. 52-53.
- 67 渡辺実，“近代日本海外留学生史 上巻”，講談社，1977. 付録.
- 68 明治14年に小笠原島東京府出張所長として74名の島民の日本国籍への帰化を推進したのが国際結婚第1号の南貞助である。
- 69 外務省外交史料館所蔵“内外人帰化関係雑件1”
- 70 “国勢調査以前日本人口統計集成2-4”，東洋書院，1992.
- 71 加藤弘之，“雑居尚早”，哲学書院，1893. p. 49.
- 72 市嶋謙吉，“明治文化発祥の回顧（明治文化発祥記念誌）”，大日本文明協会，1914. pp. 12-13.

（こやま のぼる ケンブリッジ大学図書館アンダー・ライブラリアン）